

第1編 総則・復興体制

第2章 復興体制の整備

本章は、都市・住宅・生活・産業など、それぞれの復興対応策に共通する、震災復興本部の体制と役割を示す。

震災直後から応急対策活動を展開し、次第に復旧・復興対策に移行させる。このため、初期、とりわけ地震発生後 1、2 週間に展開すべき応急対策活動の中でも、復興に強く関連する活動は本マニュアルにも掲載していることに留意されたい。

第2章 第1節

震災復興本部の設置

2章

1 震災復興本部の設置 (第1編第1章第2節-2「災害対策本部と震災復興本部の関係」参照)

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第10節 復興の基本的な
考え方

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課	都市計画課

発災直後には、地域防災計画に基づき災害対策本部を設置し、応急対応・応急復旧等の災害応急対策活動を迅速に推進する。

災害対策本部と緊密に連携しながら総合的な震災復興の必要性を検討し、「震災復興本部」の立上げ準備を行う。被災後1週間を目途に、震災復興を統括する組織として「震災復興本部」を設置する。

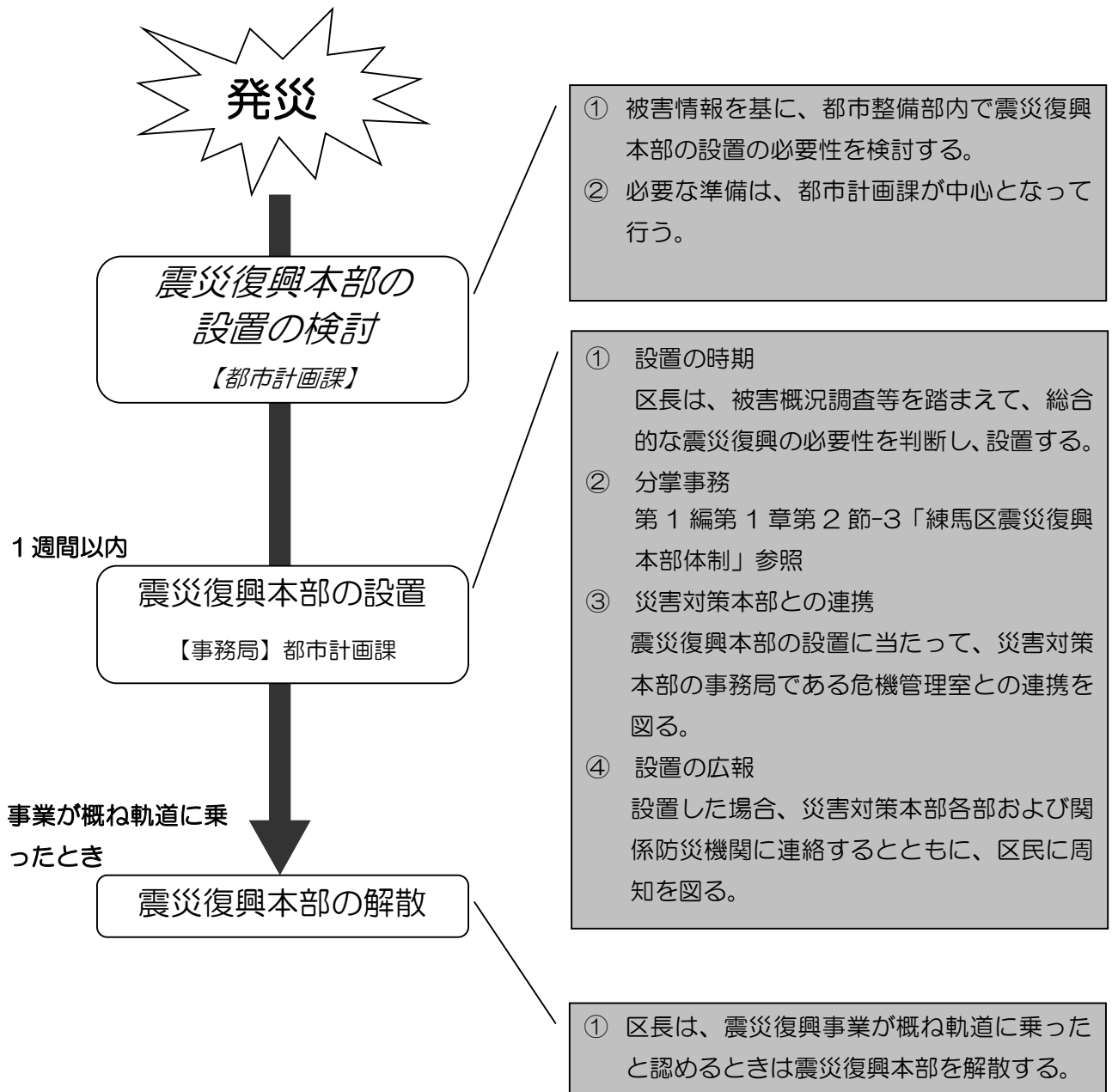
一目で分かる! プロセスの概略	
発災から 直後	震災復興本部設置の必要性を検討する
1週間以内	震災復興本部を設置する
事業が軌道に乗った時	震災復興本部を解散する

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備	前
	備
留意事項	意
	項

- 震災復興に関わる意識啓発、訓練等を行い、本項以下を習熟しておく。
- 震災復興は、災害応急対策を引き継ぐとともに、復興に並行して日常的な業務を展開していくことが必要になる。
- この点に配慮して長期（概ね1年以上とする）を要する災害復興が必要な場合、震災復興本部を設置する。
- 震災復興本部事務局は、復興の全体を統括するとともに、必要に応じて関係各課職員を招集し、情報伝達等を図る。また、必要に応じて事務局の拡充を図ることなどの機動的な対応を実施する。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- ・練馬区地域防災計画
- ・住宅地図
- ・被害概況調査データ（図面）
- ・
- ・
- ・

☆ この項に関連する資料ページ

- ・ 資料第 011-2 災害対策本部と震災復興本部の事務分掌の比較
資9～11 ページ

2章

2 震災復興本部会議の開催

★地域防災計画
Ⅱ防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第10節 復興の基本的な
考え方

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課 (連携：危機管理室)	都市計画課

災害復興に関する意思決定機関として、区長（本部長）は震災復興本部会議を招集する。

震災復興本部会議は、震災復興方針・震災復興計画の策定、震災復興事業の推進等、震災復興に関する重要事項を決定する。

一目で分かる! プロセスの概略	
発災から 1週間以内	震災復興本部会議の招集
設置中	震災復興本部会議の開催
設置中	本部会議直後のプレス発表と広報活動

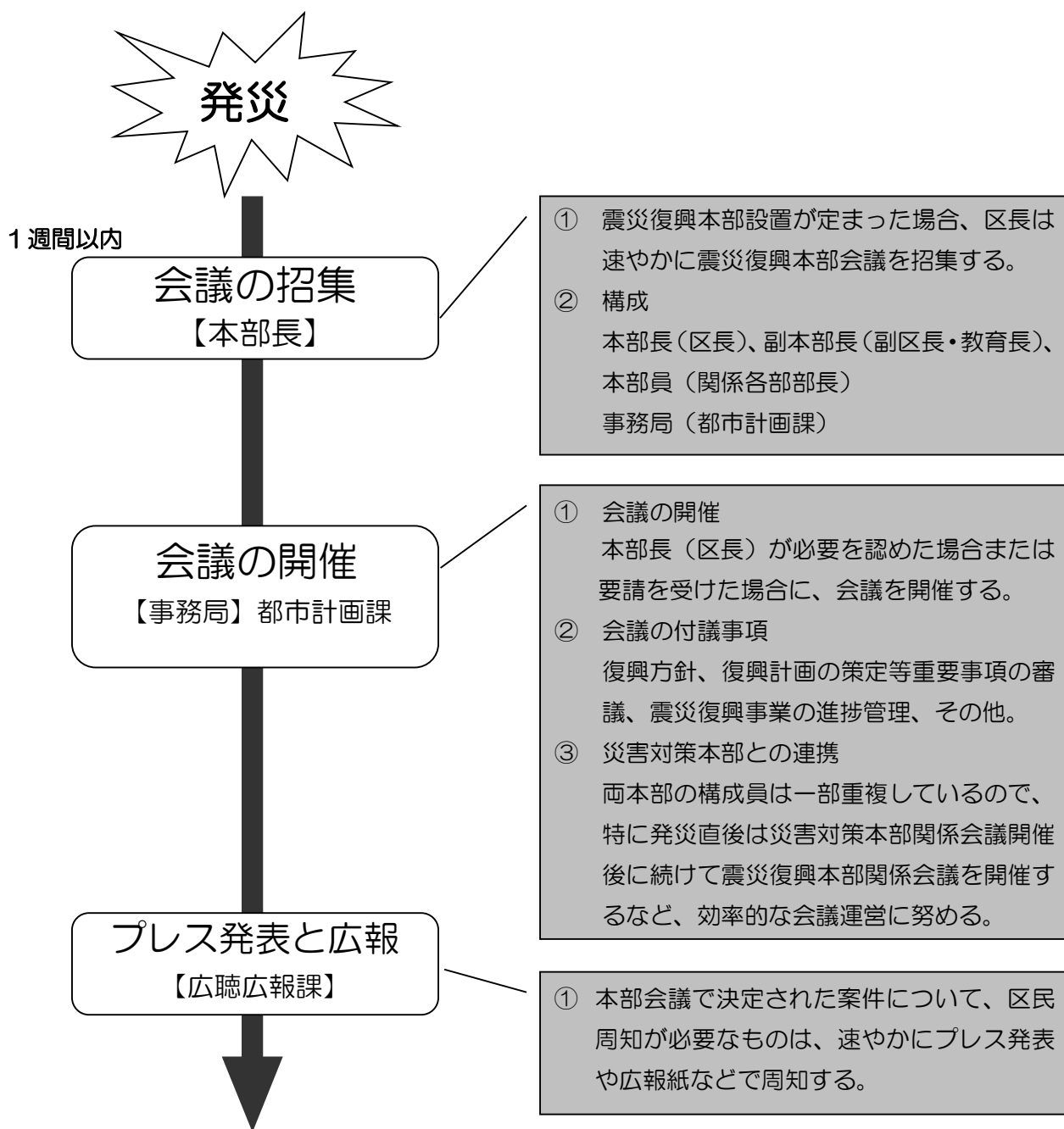
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

- 事前に震災復興本部の分掌事務について検討しておく。

留意
事項

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

-
-
-
-
-
-
-

☆ この項に関連する資料ページ

-
-

2章

3 職員配置・受援 (他自治体等への受援要請)

★地域防災計画
I 防災共通編
第2部 責務と体制
第3章 広域的な視点からの
応急対応力の強化
第1節 受援体制

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
受援本部（職員課、人材育成課）	職員課、防災計画課

震災復興では一定の期間に集中的に人材を投入すべき業務が多々あること、長期間かかる業務もあることなどから、効率的な職員の配置により発生する事務を処理する。

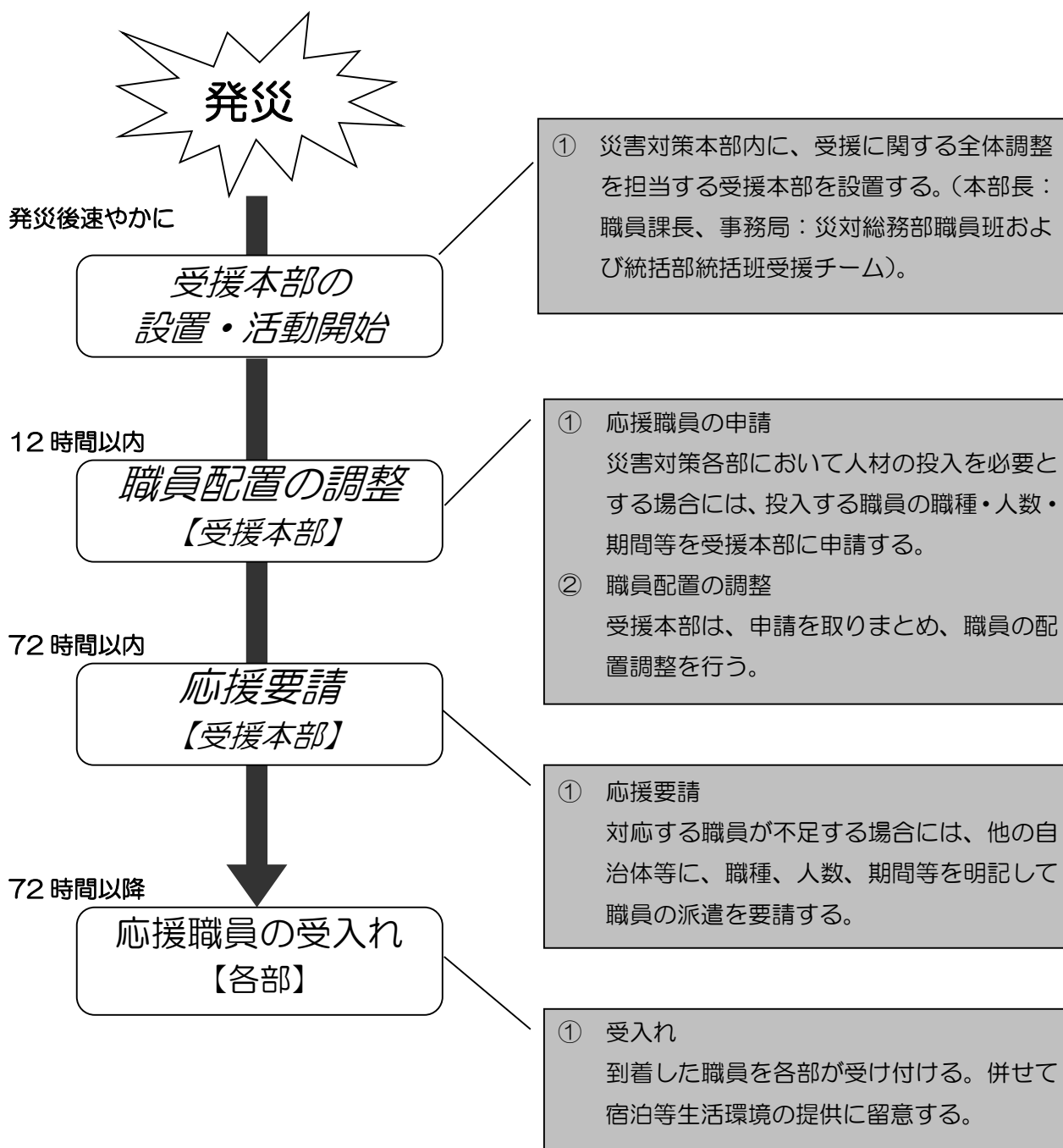
職員では処理しきれない場合には、他の自治体等に職員の受援を要請する。

一目で分かる! プロセスの概略	
発災から 12時間以内	各部署で必要な職員等を申請し調整する
72時間以内	不足の場合、他自治体等に受援要請する

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時受援協定について事前に確認しておくこと。 (特に、費用分担の取決めについて調べておくこと)。 ○ 東京都に対する派遣要請から実際に職員が派遣されるまでのプロセスを確認しておくこと。 ○ 受援対象業務の選定を行い、受援の際の指揮命令系統や、選定した業務ごとの「受援者の行う具体的な業務」などを整理しておくこと。 ○ 受援職員が自ら宿泊場所を確保することが困難な場合の対応について検討しておくこと。
	留意事項

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- 練馬区災害時受援計画
- 災害時応援協定（地域防災計画）
- 災対総務部職員班マニュアル
-
-
-
-

☆ この項に関連する資料ページ

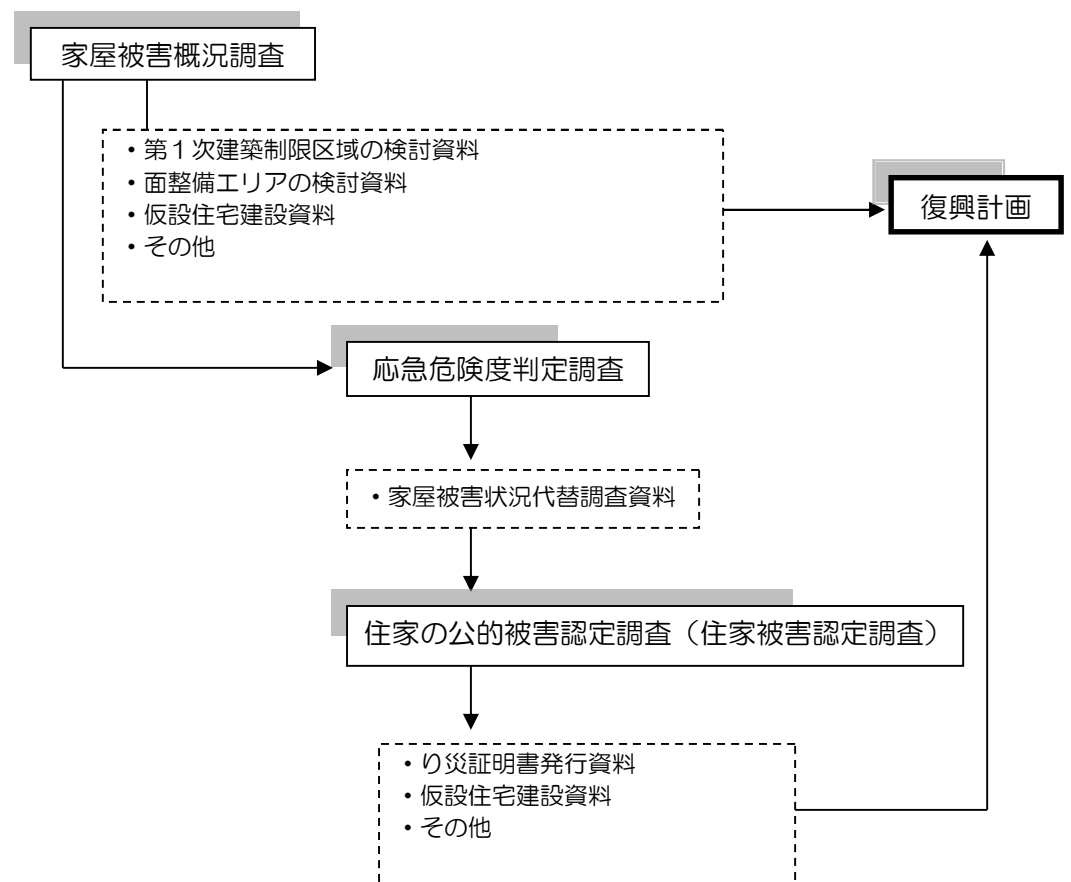
- 資料第 012-2 派遣職員の受入れの流れ
- 資料第 012-3 職員派遣に関する協定書（案）
資 12～16 ページ

第2章 第2節

被害状況と復興需要の把握

被災後には、復興施策を展開するために各種の調査を実施する。ここでは、被災後1か月程度までに実施しなければならない代表的な調査について、概要を記述する。特に住家の公的被害認定調査（住家被害認定調査）は、り災証明書発行の根拠となるため、慎重を期する必要がある。

これらの調査は、データを集約し共有化することにより、復興需要を的確に把握することができる。また、目的が違う調査であっても他の調査の参考になるものもある。このようなことから収集したデータを電子化し、データベースを構築する。



※調査に用いる地図は共通のものを用いる

2章

1 住家の公的被害認定調査 (住家被害認定調査)

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第3節 住家被害認定調査

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課	都市計画課

行政職員を主体として、被災市街地の全建物を対象に、全壊・半壊など被害の程度を調査する。公的に住家の被害を認定するとともに、被災者に発行するり災証明書の根拠となる調査であり、都市復興の基礎データになる。

調査が大幅に遅れると予想され、調査結果が復興地区区分の資料として不十分な場合には、代替調査を実施する。

一目で分かる! プロセスの概略	
発災から 1週間以内	人員の確保等調査の準備を整える
1か月以内	一次調査を行い、結果を整理する
1か月以降	必要に応じて二次調査を行う

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

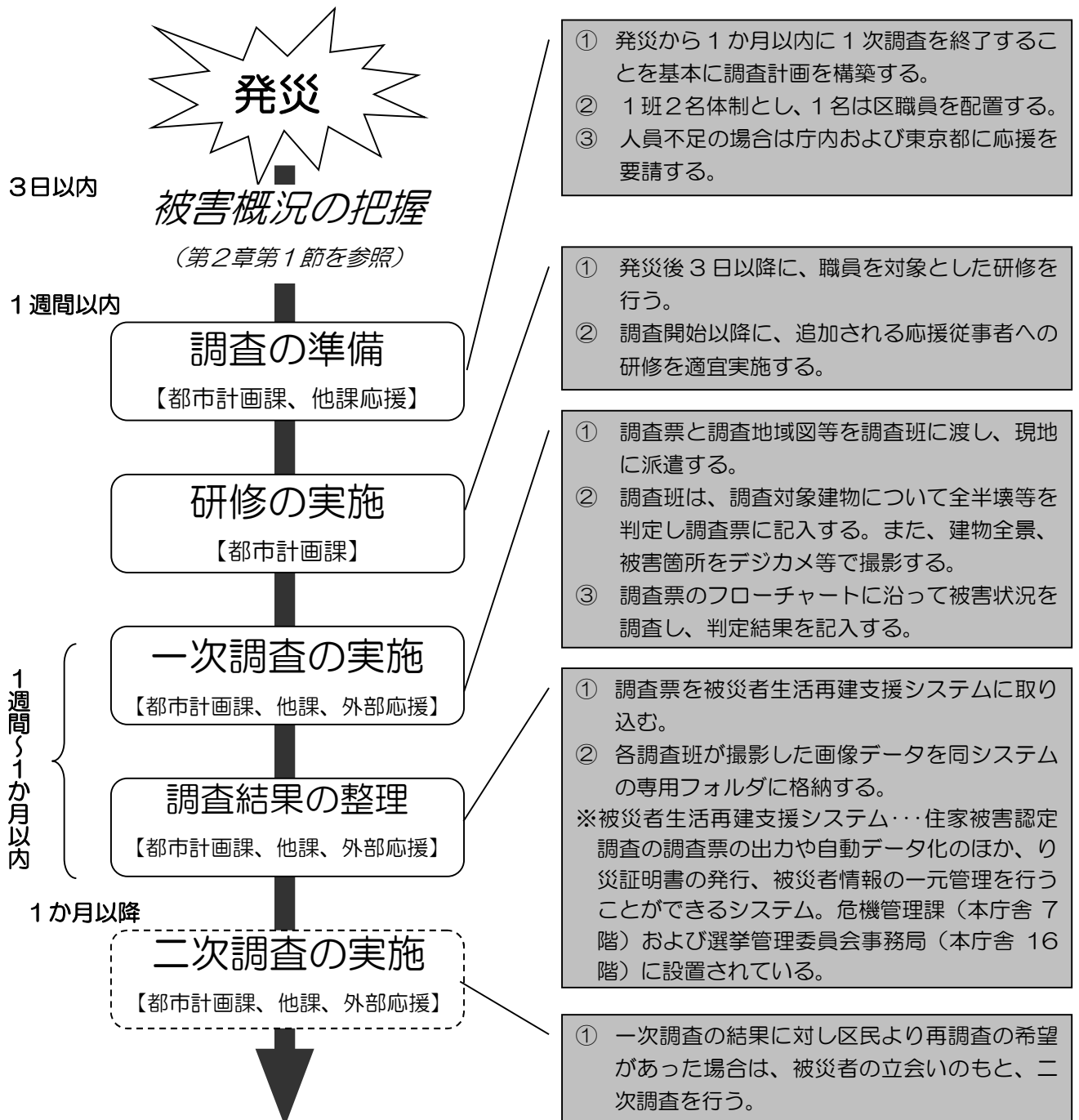
事前準備

- 調査方法は、関連する研修の受講等により習熟しておく。
- り災証明書発行マニュアルを作成しておく。
- 調査に当たり、個人情報取扱いについて、東京都と調整しておくこと。

留意事項

- 作業が大幅に遅れ、復興計画策定作業に影響を生じると見込まれるときは、応急危険度判定の調査票をもとに被災市街地の建物の被害状況を分析し、実働調査に代える。
- 調査チームの編成に当たっては、建築知識を有する者との編成を考慮する。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項で必要な物品

- ・調査地域図
- ・調査票（木造用、非木造用）
- ・住家被害認定用パターンチャート
- ・調査済証
- ・調査員証、腕章、ベスト
- ・筆記具
- ・カバン（画板付き）
- ・デジカメ

☆ この項に関連する資料ページ

- ・資料第012-4 民間住家に対する被害調査の種類
- ・資料第012-5 【参考】中越地震における被害認定の状況
- ・資料第012-6 り災証明発行のための被害調査事例（神戸市、小千谷市、長岡市）
- ・資料第012-7 被害認定調査の種類およびり災証明書発行の流れ 資 17～20 ページ

2 章

2 区有施設の被害状況の把握

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
施設管理課、各区有施設所管課	施設管理課

区有施設は、災害時の防災体制の要として機能することから、各施設において速やかに二次被害防止の処置を実施する。また、応急危険度判定および被災度区分判定の実施により被害状況を確認し、施設使用の可否を判断する。

特に避難拠点となる小中学校については、被害状況により応急復旧対策を急ぐ。

区営住宅の判定方法については、第2編第3章第1節-2「区営住宅等の被災度区分判定の実施」(P190)を参照。

一目で分かる! プロセスの概略	
発災から 直後	区有施設の被害状況を把握する
1 週間以降	判定を実施する
できるだけ 早い時期	区有施設の応急復旧を行う

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

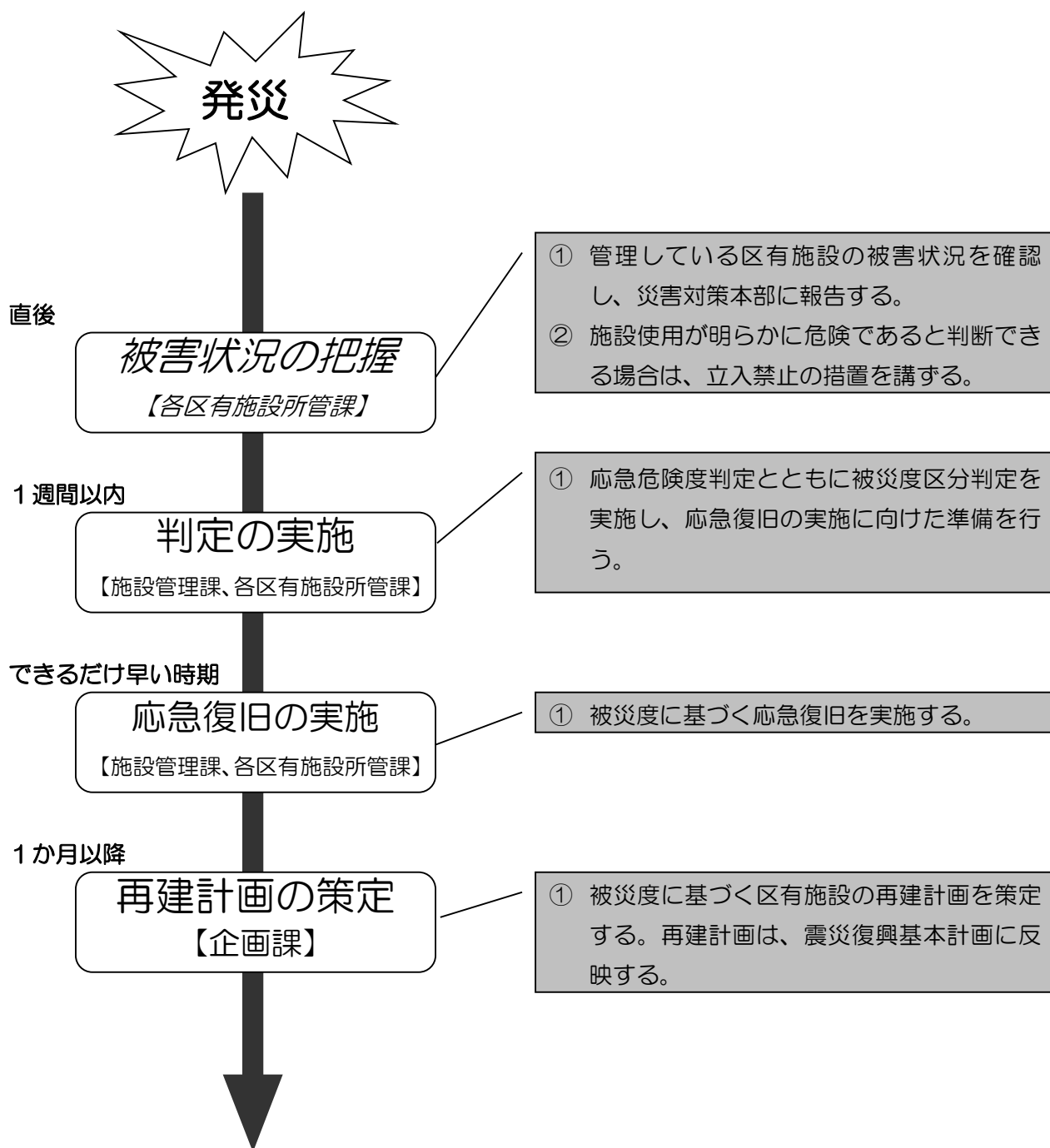
事前準備

- 区有施設の位置、規模、構造、設備、建築年月日、設計図書等のデータベース化を図る。
- 被災度区分判定は、基本的には建築所有者や管理者が、建築構造技術者等に依頼し、実施するものである。区民には、民間住宅の被災度区分判定実施機関の紹介を検討すること。

留意事項

- 小中学校や地区区民館等の区立施設については施設管理課と各区有施設所管課が、区営住宅については施設管理課と住宅課が調査を実施する。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- ・各施設位置図
- ・各施設設計図
- ・デジカメ
- ・調査器具
- ・筆記具
- ・ヘルメット

☆ この項に関連する資料ページ

- ・ 資料第 012-8 社会公共施設等の被害状況把握（公共建築物被災度調査）の流れ

資 21 ページ

2章

3 被災者生活実態調査

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
福祉部、子育て支援課	福祉部管理課、子育て支援課

住民の被害状況については、住宅棟の被害状況を把握するだけでなく、被災前後の生活状況および今後の意向等を把握して、住宅対策や福祉対策等を実施する必要がある。

このため、避難拠点滞在者、自宅残留者、区外への避難・流出者等の全被災者（世帯）を対象とした、被災者生活実態調査（避難者センサス）を実施する。なお、この調査は復興基本計画、住宅復興基本計画等の基礎データとなる。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1週間程度	被災者生活実態調査の実施準備
1週間程度 ～1か月	被災者生活実態調査の実施
1か月程度	調査結果の集計

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

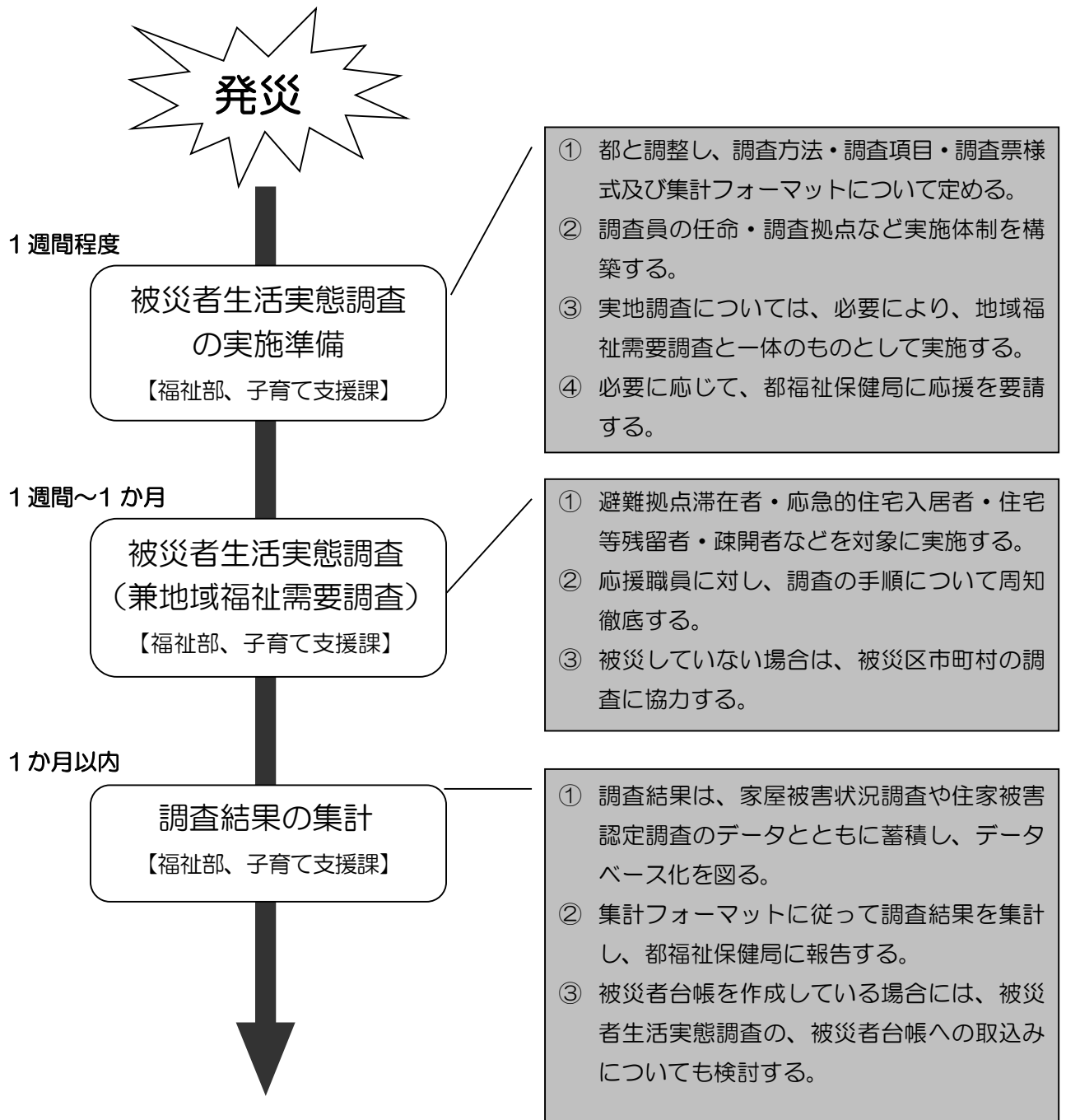
事前準備

- 事前に調査体制について検討しておく。
- 調査票案作成とデータベース構造を検討しておく。

留意事項

- 被災者生活実態調査（兼地域福祉需要調査）は、各種相談業務等に活用するため、「被災世帯データベース」を構築する。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



- この項に必要な物品**
- ・ 調査票
 - ・ 筆記具
 - ・ 腕章
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・

- ☆ この項に関連する資料ページ
- ・ 資料第012-9 くらしの復旧に向けた社会調査
 - ・ 資料第012-10 被災者生活実態調査（兼福祉需要基礎調査）の実施方法
 - ・ 資料第012-11 被災者生活実態調査（兼地域福祉需要調査）調査票
 - ・ 資料第012-12 被災者生活実態調査（兼地域福祉需要調査）報告書 資22~25ページ

4 中小企業の被害状況等の把握

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
経済課、商工観光課	経済課

都は、都内産業の被害状況の把握のための調査を実施する。特に被害が甚大な地域については、現地調査やアンケート調査を実施することとなっている。

区は、都が現地調査を実施するに当たり編成される現地調査班について、都からの要請に応じて人員を派遣する。また、都がアンケート調査を実施する場合は、調査に協力する。現地調査後に都から提供される被害・復旧状況の分析結果を基礎データとして活用し、支援策を検討し実施する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 3日以内に着手	産業の被害状況の把握
1週間 ～随時	現地調査班への人員派遣と業務分担の遂行
現地調査後～ (必要に応じ)	アンケート調査への協力
被害状況 把握後随時	被害・復旧状況に基づく支援策の検討・実施

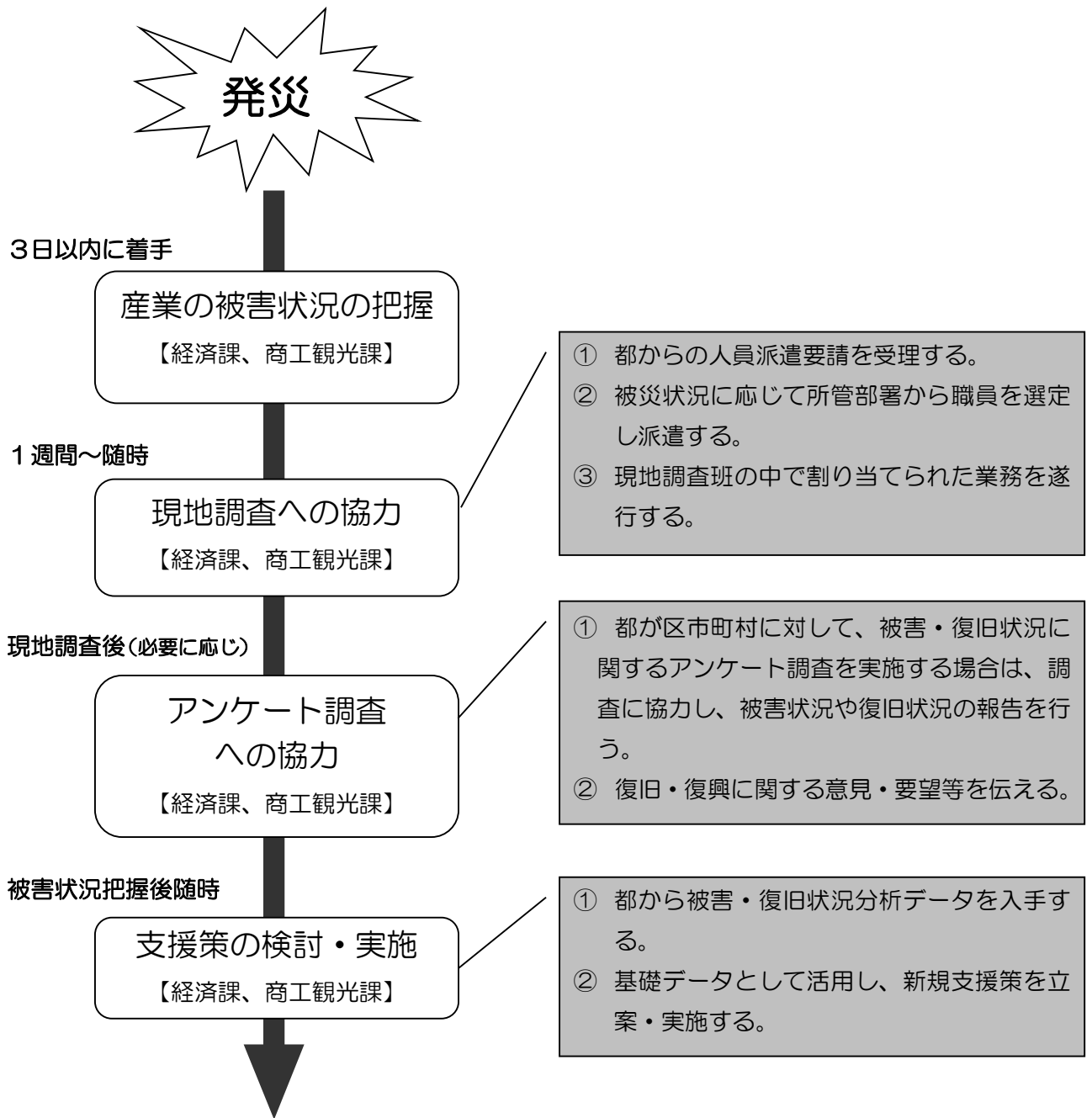
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 調査結果の活用方法を検討しておくことが必要である。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品	
・ 調査票	<input type="checkbox"/>
・ 筆記具	<input type="checkbox"/>
・ 腕章	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>

☆ この項に関連する資料ページ

・

2 章

5 園児・児童・生徒の状況把握

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第9節 応急教育・応急保育
等対策

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
教育振興部、こども家庭部	教育振興部

被災の影響は園児・児童・生徒の生活基盤に及び場合が多く、その場合には一時的に学校生活等を継続することが困難となることが想定される。特に、被災による家屋の損傷や保護者の死亡等で、生活基盤欠落に伴う生活不安や精神的ダメージをもつ園児・児童・生徒の心のケアと相談体制の確保が必要である。

そのため、園児・児童・生徒が学校生活へ早期に復帰できるよう、メンタルヘルスケア(心のケア)を行う相談窓口を児童保育施設や学校等に開設する。また、スクールカウンセラーの支援・協力や保健所、関係部署と綿密な連携をとりながら対応する。

一目で分かる! プロセスの概略

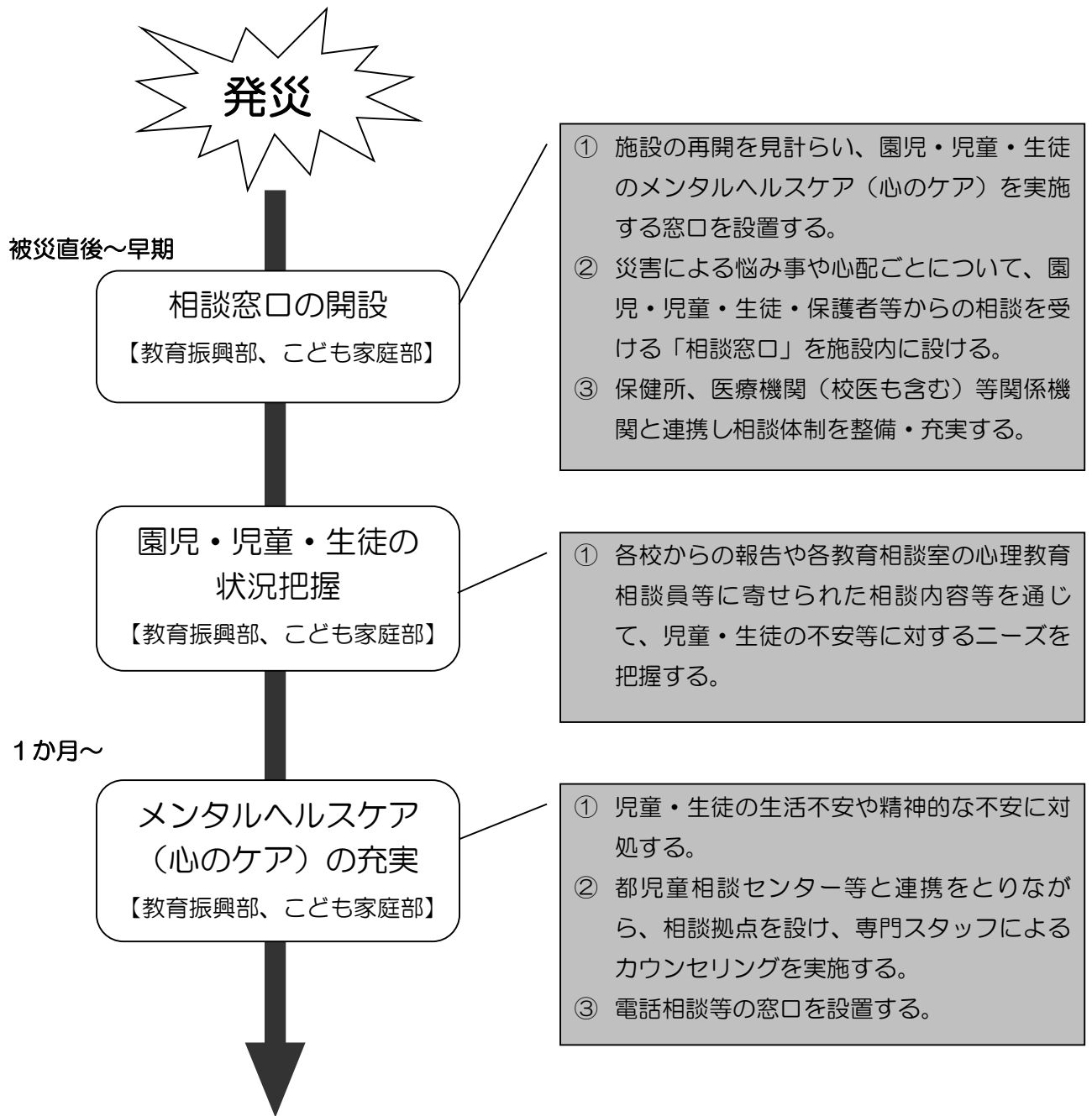
発災から 直後～早期	相談窓口の開設
1 か月～	メンタルヘルスケア(心のケア)の充実

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項で必要な物品	
・ 調査票	<input type="checkbox"/>
・ 筆記具	<input type="checkbox"/>
・ 腕章	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>

☆ この項に関連する資料ページ

・

2章

6 被災統計データベースの構築

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
調査の担当課、データベース利用課	都市計画課

住棟単位で実施する、住家の公的被害認定調査等をGIS等で統合し、り災証明の発行、復興計画策定、復興における相談業務等に役立てる。

また、災害対策本部が集めた情報については、復興本部と情報を共有する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 随時	家屋被害状況等をデータベース化
1か月以降	データベース利用を開始

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

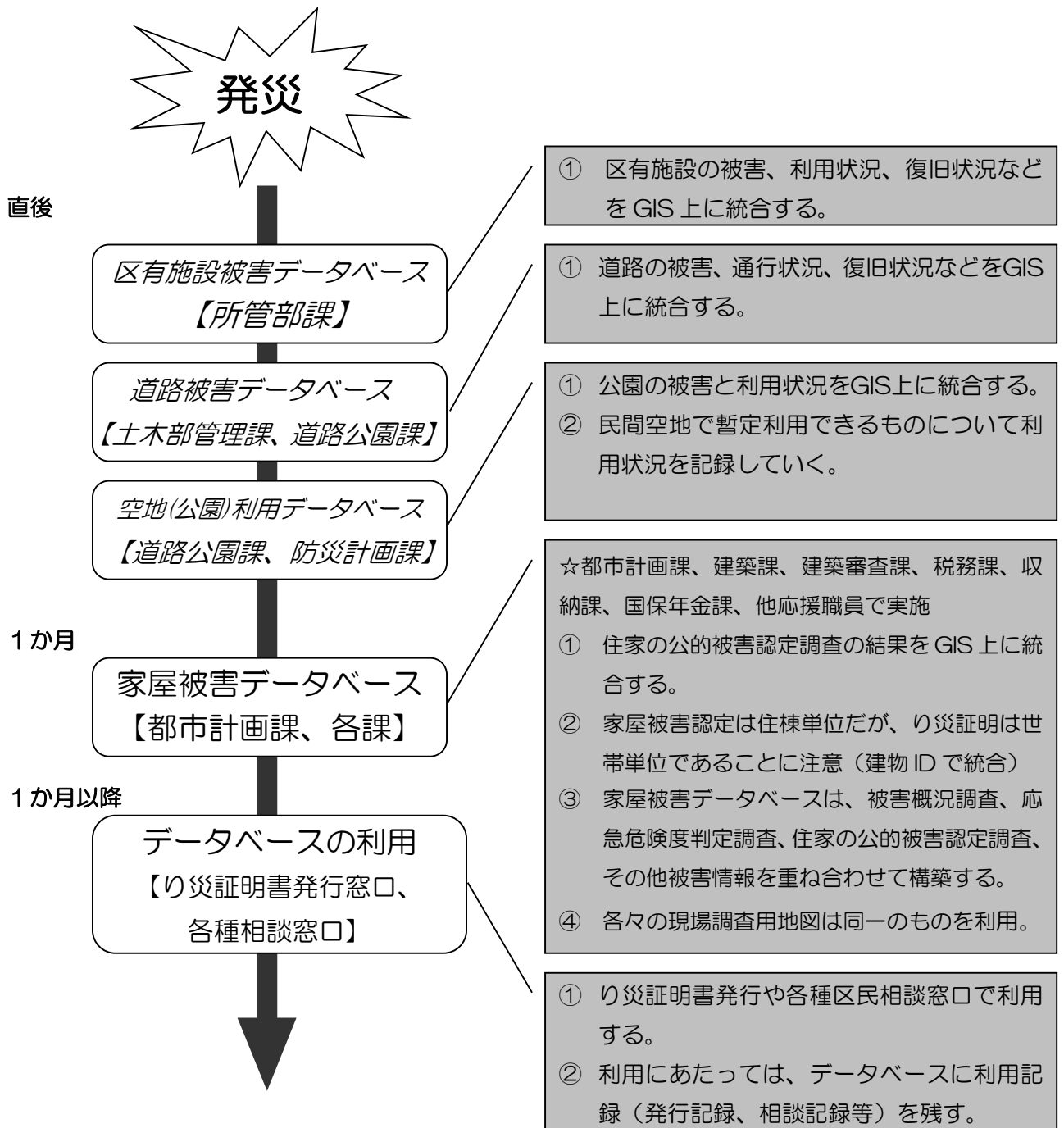
事前準備

- 被災時に必要な調査を洗い出し、データベースのフォーマットを検討しておく。
- 危機管理室の被災者生活再建支援システム、GISシステム、区民部住民基本台帳システムなどを利用し、情報を統合したシステムを構築することを検討する。
- 個人情報保護に関して、事前に個人情報保護審議会に諮り、承認を取り付けておくこと。

留意事項

- データベースに載せきれない写真や図面などの情報は、各所管部課で整理し、区民の問い合わせ等に活用する。
- データ入力のための人員を確保する。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



- この項に必要な物品**
- ・ データベースシステム一式
 - ・ 入力用データ（被害調査等）
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・

☆ この項に関連する資料ページ

- ・ 資料第012-13 家屋被害データベース
資 26 ページ

2章

7 生活再建状況の継続的把握

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
震災復興本部事務局	企画課

区民生活の再建状況に関する継続的な社会調査を実施し、復興計画や復興施策に反映する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1か月後	区民への支援施策の実施状況の把握
6か月・1年 3年・5年	区民生活の再建状況の把握
区民生活の 再建状況の 把握調査後	区民生活の再建状況の公表

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

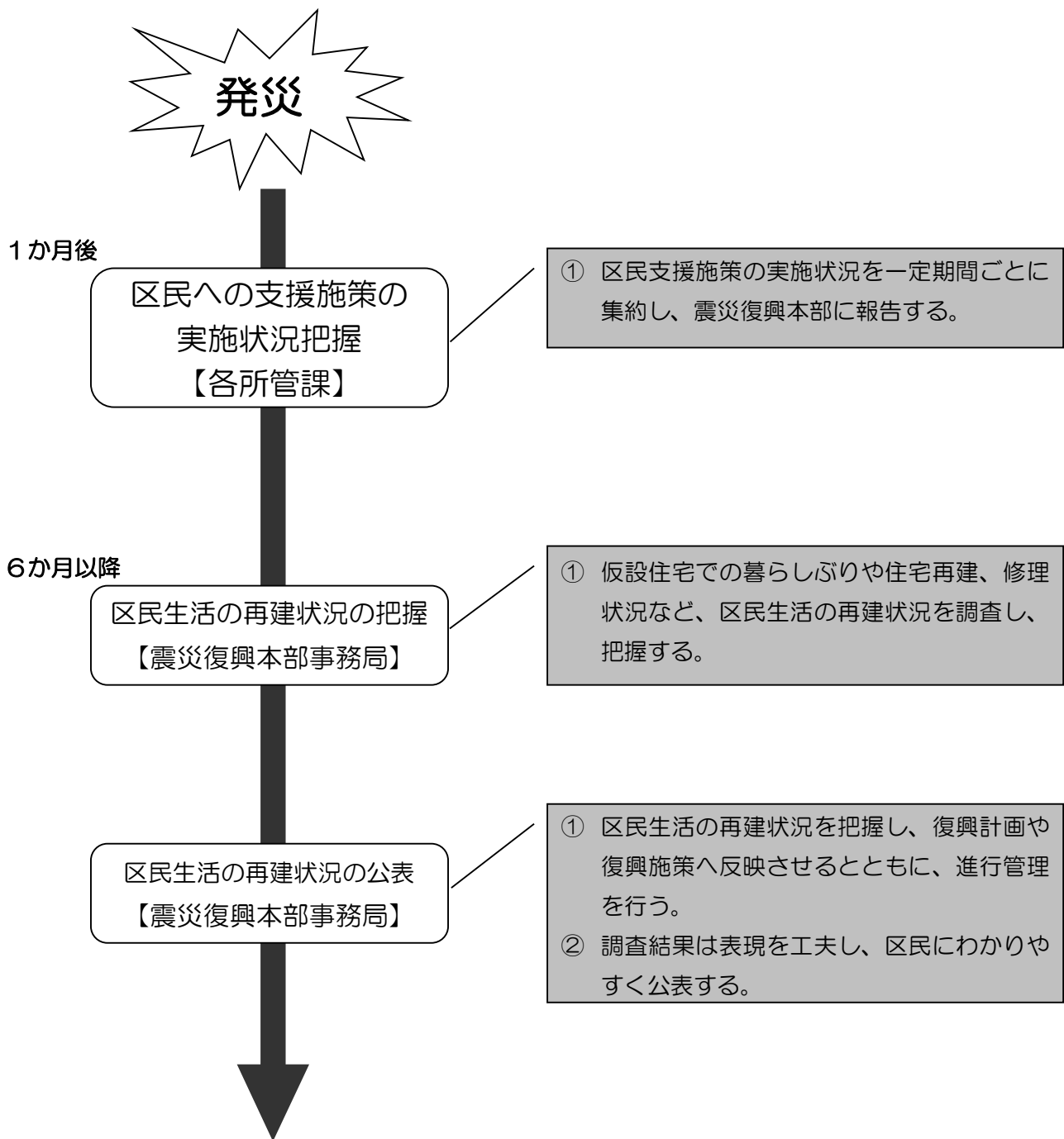
事前
準備

- 調査方法、調査票案を検討する。

留意
事項

- 区民生活の再建状況を把握するための調査は、6か月、1年、3年、5年という単位で実施する。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



- この項で必要な物品**
- ・ 報告様式
 - ・ 調査票
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・

☆ この項に関連する資料ページ

- ・
- ・

2章

8 住まいとまちの復興状況の継続的把握

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
震災復興本部事務局	都市計画課

施設・建築物や市街地の復興についての進捗状況を把握することにより、復興計画の進行管理を行う。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1か月後	施設復旧・建築状況・都市復興状況の把握
6か月・1年 3年・5年	まちの復興状況を公表する

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

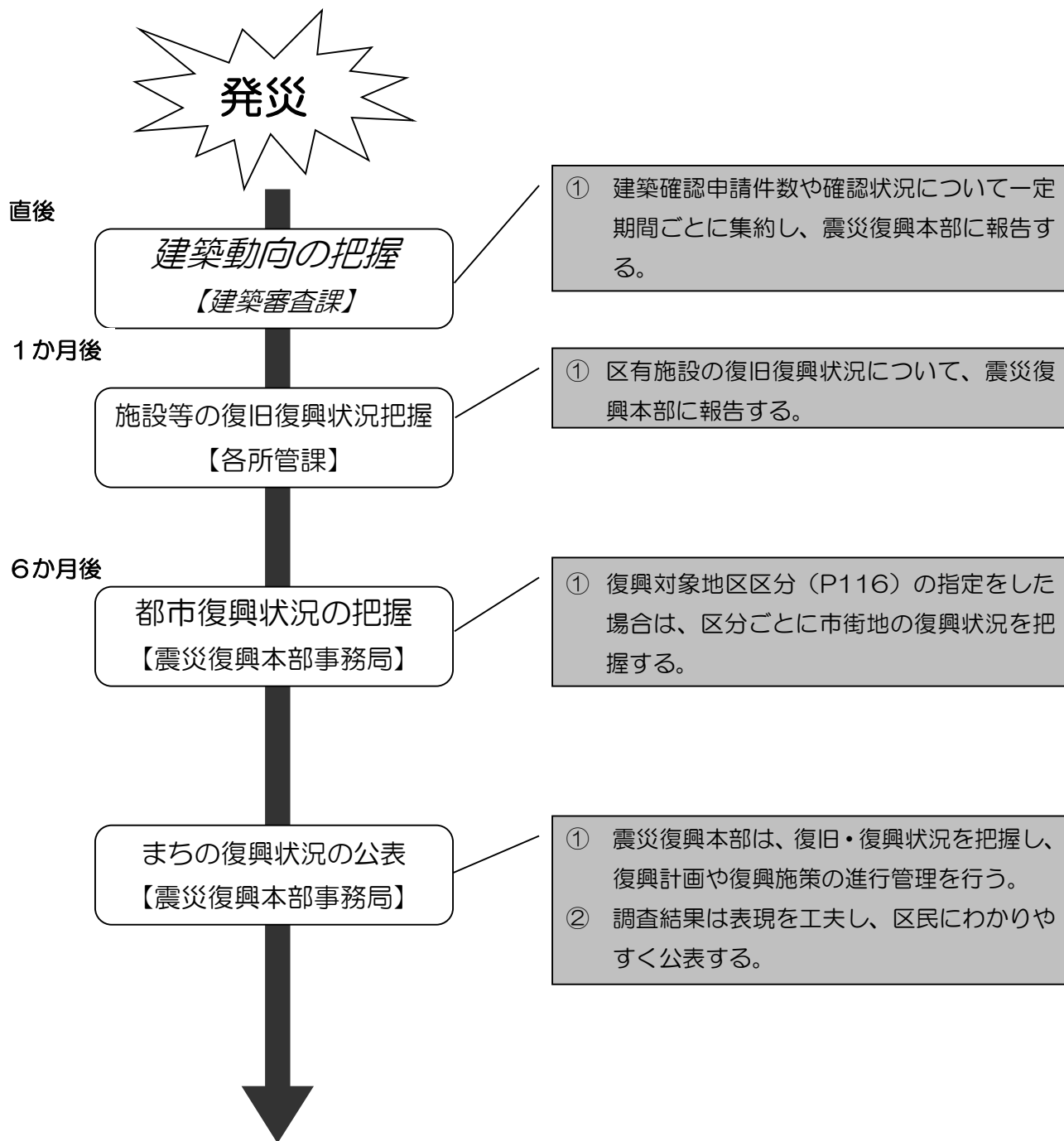
事前 準備

- 復興情報のデータベースを構築しておくこと。
- 調査内容と調査方法を検討しておくこと。

留意 事項

- 調査の実施時期は、6か月、1年、3年、5年という単位で実施する。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品	
・ 建築確認データ	<input type="checkbox"/>
・ 都市復興データ	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>

☆ この項に関連する資料ページ
・
・

第2章 第3節

り災証明書の発行

住家の公的被害認定調査（東京都マニュアルでいう家屋被害状況調査、内閣府マニュアルでいう二次判定調査に相当）に基づいて、り災証明書を発行する。

り災証明書は個人の財産権に大きく影響するので、各種の調査情報をデータベース化し、収集した被災情報を活用するなど、被災者の納得を得るように努める必要がある。

また、調査内容に不服がある被災者には、立会い内観調査である追加調査（内閣府マニュアルで言う三次判定調査に相当）を速やかに実施することにより、被害を確定し、り災証明書を発行する。

2 章

1 り災証明書の発行

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第4節 り災証明書の発行

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
戸籍住民課	戸籍住民課

被災者からの申請を受け、住宅被害認定調査をもとに、り災証明書を発行する。
り災証明書は、税金や各種公共料金の減免、各種融資、損害保険の支払いなど、区民の財産形成に大きく関わることを認識しておくことが重要になる。

一目で分かる! プロセスの概略	
発災から 1 週間以内	り災証明書の発行体制の構築
1 か月以内	り災証明書の申請受付と発行
1 か月以降	再調査の実施

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

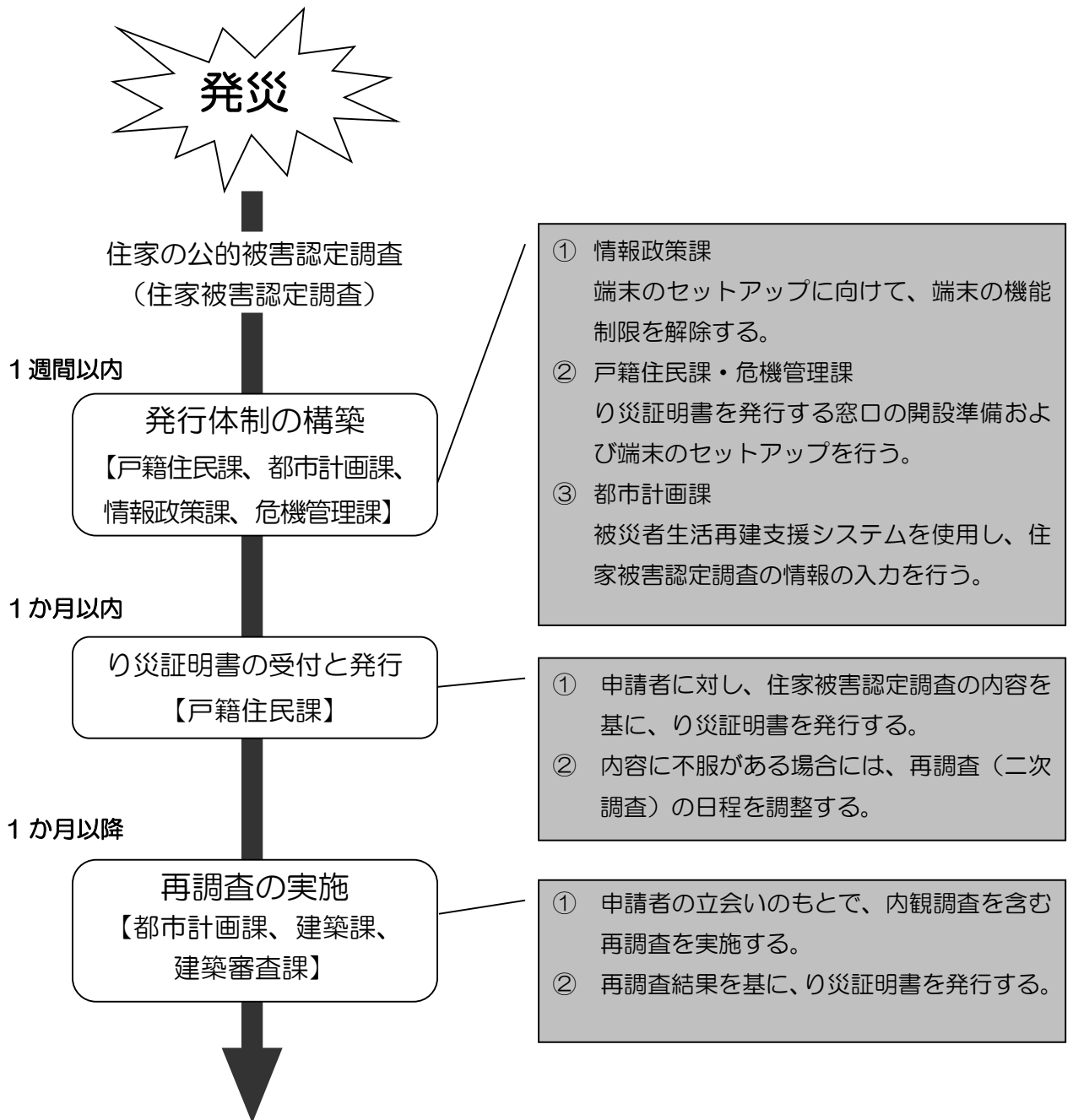
事前準備

- 平常時から発行訓練を実施するとともに、発災時に遅滞なくり災証明書を発行できるよう、関係各課と調整を図っておく。

留意事項

- 火災による焼失に関するり災証明書の発行体制について、消防署と調整する。
- 証明内容について不服があるときの処理について、再調査の実施主体である都市計画課と調整しておく。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- ・被災者生活再建支援システム
- ・り災証明書申請書書式
- ・り災証明書書式
- ・再調査実施要領
- ・り災証明書発行マニュアル
- ・

☆ この項に関連する資料ページ

- ・ 資料第012-14 【参考】新潟県中越地震におけるり災証明の利用範囲
- ・ 資料第012-15 り災証明書 申請書様式
- ・ 資料第012-16 り災証明書 書式
資 27～29 ページ

2章

2 被災者台帳の整備

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第2節 被災者台帳の整理

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
関係各課	震災復興本部事務局

被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を効果的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 3日以降	被災者台帳作成に関する調整会議の開催
1週間以降	被災者台帳の整備
1か月以降	台帳情報の提供

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

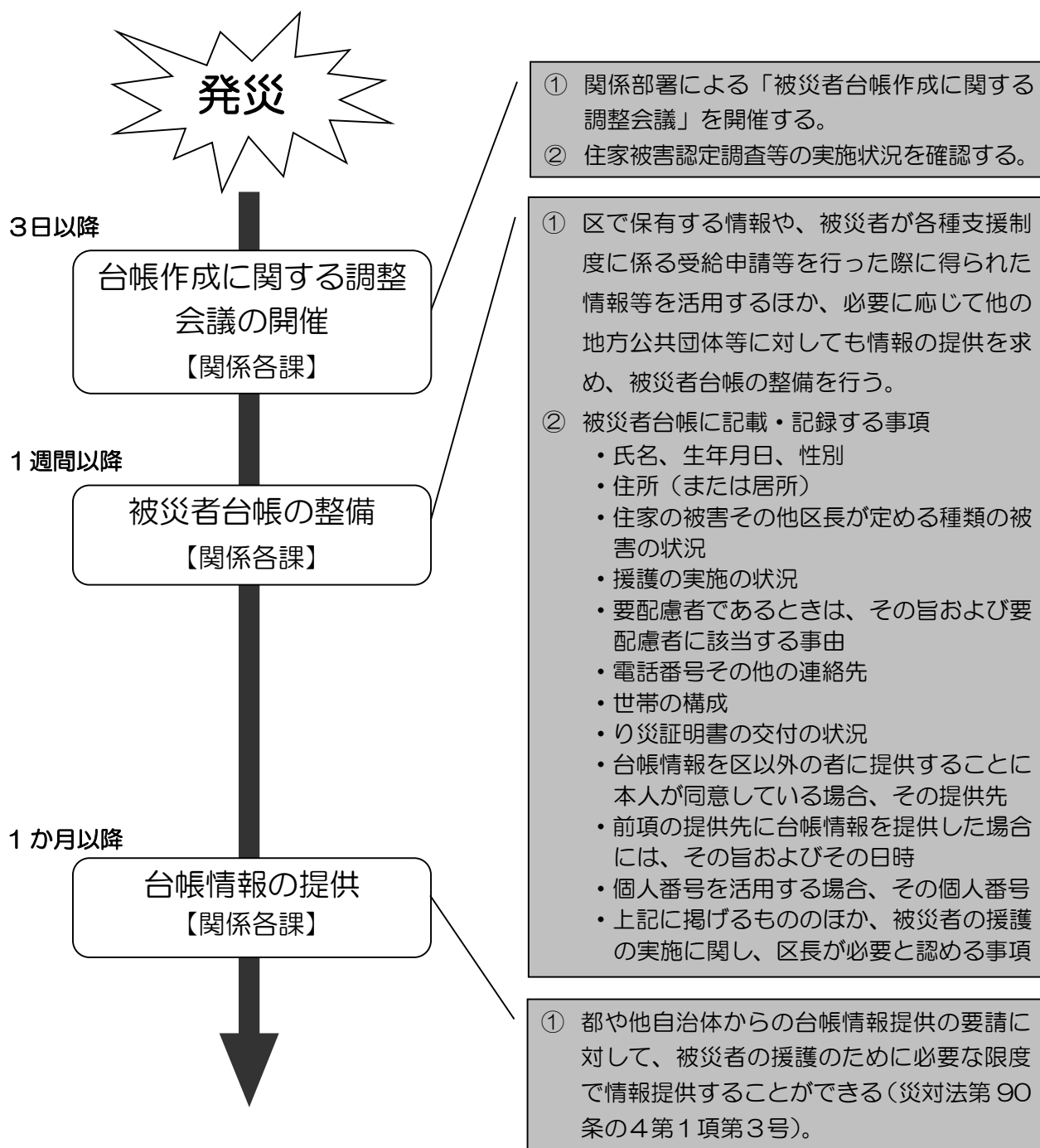
事前
準備

○被災者台帳の整備手順や共有・活用のルールについて検討しておく。

留意
事項

○

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



- この項に必要な物品**
- ・ 各種被害調査結果
 - ・ 地域防災計画
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・

☆ この項に関連する資料ページ

- ・

第2章 第4節

震災復興基本計画の策定

被災からの速やかな復興を図るためには、被災後すぐに復興の枠組みを震災復興基本方針として区民等に示す。

続いて、この方針の下に復興に関するマスタープランとなる震災復興基本計画を策定し、より具体的な復興への筋道を示していく。

復興施策はこの震災復興基本計画に基づくものでなければならない。このため、区民等から意見を聴取し、震災復興基本計画に反映させる。

2章

1 震災復興基本方針の策定

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
企画課	企画課

震災からの速やかな復興を遂げるために、震災復興の目標、復興後の区民生活や市街地形成などの基本的な枠組みを、震災後速やかに震災復興基本方針として明らかにする。

また、震災復興基本方針の中で、震災復興基本計画の策定の手順や構成なども提示しておく。

一目で分かる! プロセスの概略	
発災から 1週間	区民に向けた復興へのメッセージ発信
10日間以内	震災復興基本方針案の検討
2週間以内	震災復興基本方針の決定

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

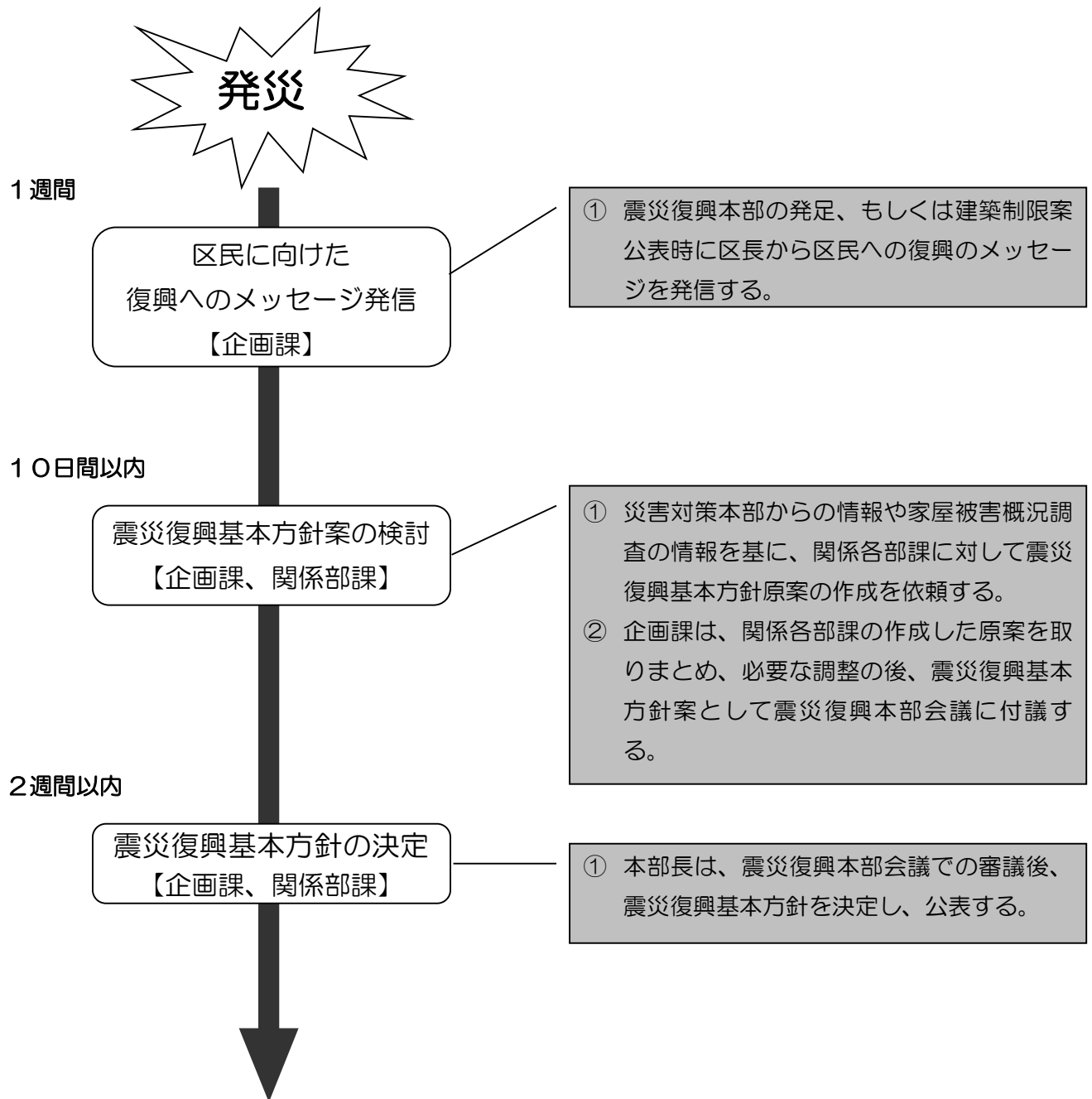
事前準備

- 被害状況を想定し、震災復興基本方針原案の作成を依頼する部課を一覧にしておく。

留意事項

- 東京都の震災復興基本方針と整合を保つよう調整すること。
- 区民への復興メッセージの発信（広報）の方法を検討すること。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- 都の基本方針案（資料編参照）
-
-
-
-

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第 012-17 震災復興基本方針策定のスケジュール
- 資料第 012-18 震災復興方針（案）
資 30～33 ページ

2章

2 震災復興基本計画の策定

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
企画課	企画課

震災復興基本方針に基づき、復興に関する基本計画となる震災復興基本計画を策定する。

パブリックコメント等により区民意見を反映させるとともに、震災復興本部会議の審議の後、震災後6か月程度で策定する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 3か月	震災復興基本計画案の検討
4か月	案の公表と区民意見等の反映
6か月	震災復興基本計画の策定

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

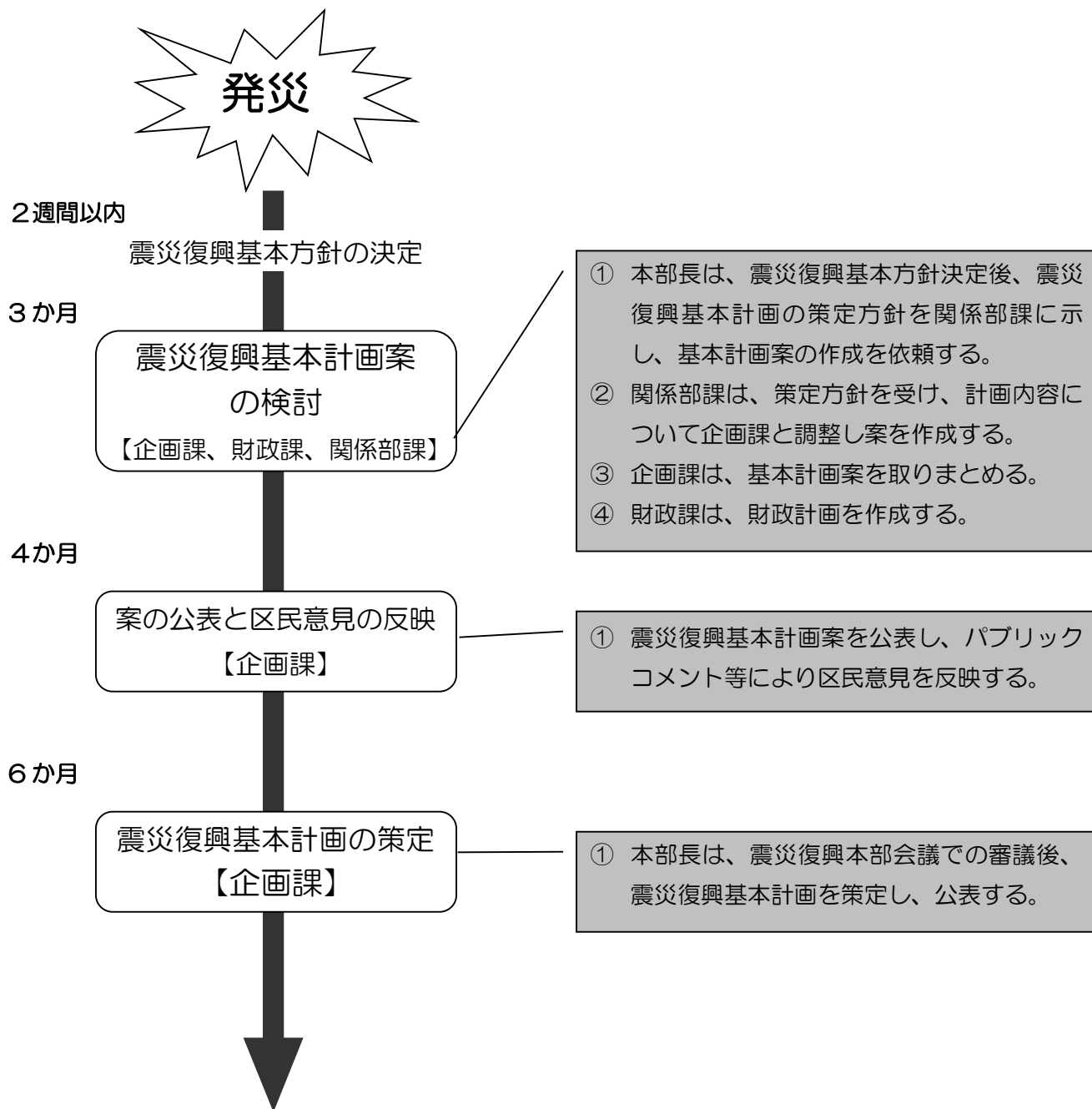
事前準備

- 震災復興基本計画案の項目・内容等の検討を平常時から進めておく。

留意事項

- 東京都の震災復興計画との整合を図ること。
- 先行して進む可能性が高い、都市計画等に関わる都市復興基本計画（骨子案）との整合を図ること。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- ・みどりの風吹くまちビジョンなどの基本計画
- ・
- ・
- ・

☆ この項に関連する資料ページ

- ・ 資料第 012-19 震災復興基本計画の骨格となる項目
資 34～35 ページ

第2章 第5節

財源確保・復興基金

復興施策の推進に当たっては、大規模な財政需要が見込まれることから、区としての財源確保が課題となる。このため、被災後の早い段階から需要量の把握に努めるとともに、国や東京都に対して必要な財源措置を求めていくこととする。

また、東京都において復興基金が創設された場合には、これに協力し、復興基金を使った復興支援策を検討する。

2章

1 震災復興のための財政需要の推定

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
財政課	財政課

復興に関する財政需要を把握し、予算措置や財源対策の資料とする。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1週間後	応急復旧事業に関する財政需要の把握
1か月後	震災復興事業に関する財政需要の把握
6か月後	震災復興基本計画に関する財政規模の把握

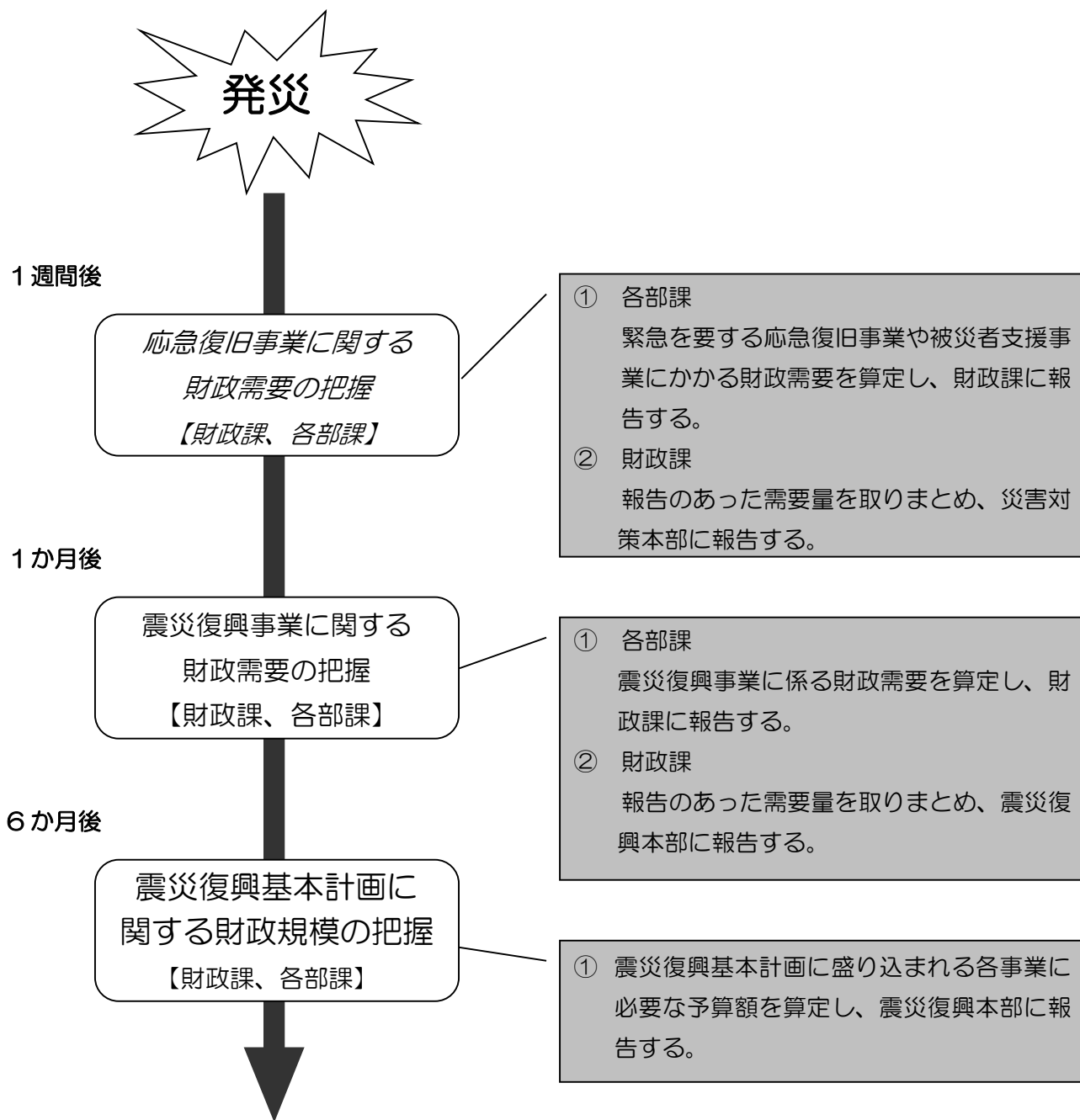
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

- 財政需要算定の際に使用する様式を検討しておく。

留意
事項

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- ・みどりの風吹くまちビジョン
などの基本計画
- ・
- ・
- ・

☆ この項に関連する資料ページ

- ・
- ・

2 復興基金

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
財政課、都市計画課	財政課、都市計画課

東京都では、行政による復興への取組を補完し、被災者の生活の安定を図るため、国、都、関係区市町村と協議の上、発災後、震災復興基金を創設することを計画している。

区も復興基金に応分の協力をするることによって、被災者の復興を支援する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 2週間前後	基金創設の決定
基金設立 決定後	一般財団法人の設立、事業の開始
準備後	公益財団法人の認定の申請
復興終了後	財団法人の解散および清算

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

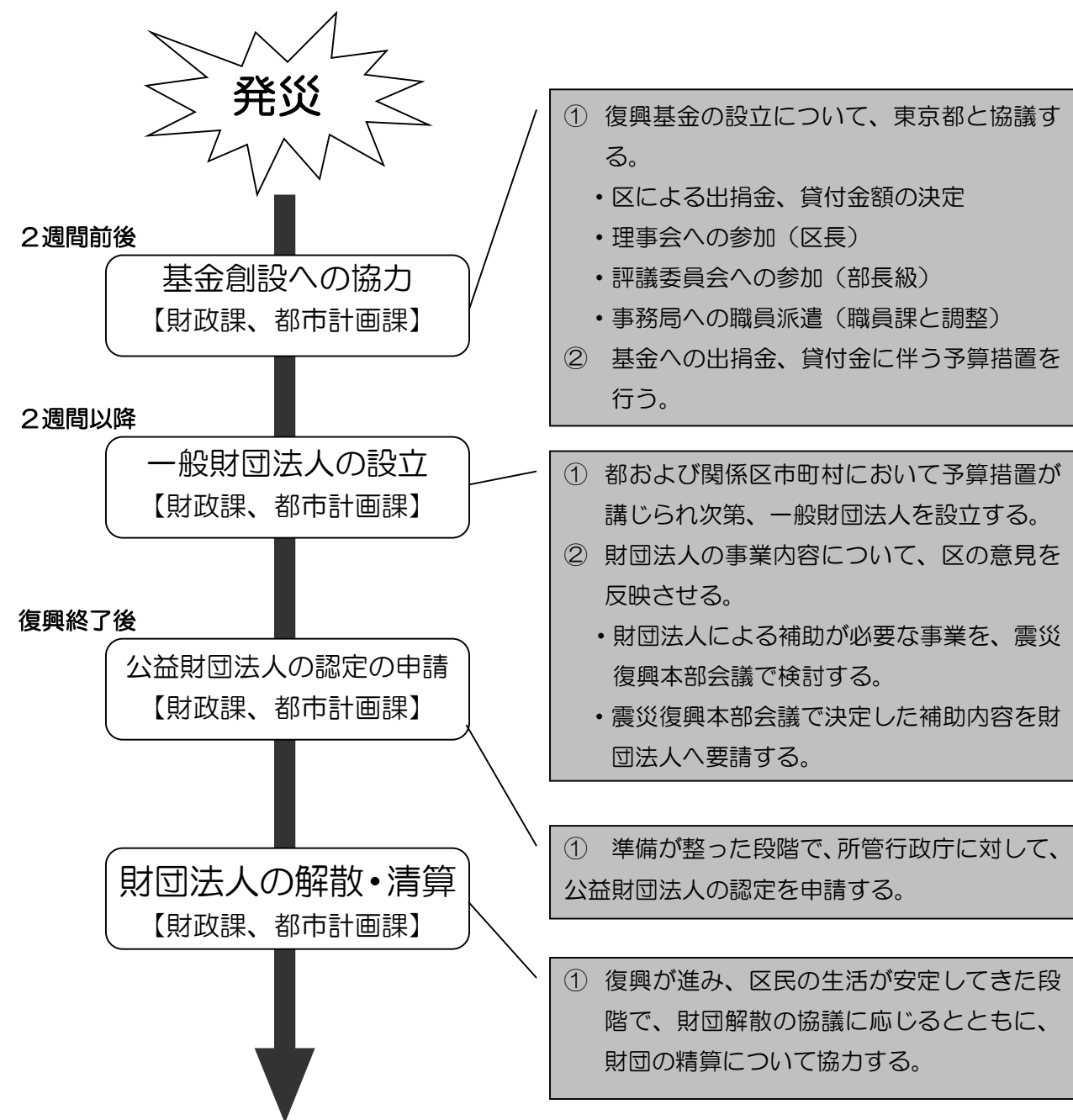
事前
準備

- 復興基金が使える事業はどのようなものか、都の基金であっても運用は区に委任されるような仕組みなどを東京都と協議しておく。

留意
事項

- 区独自の復興事業に基金が使えるよう、東京都に配慮を求めること。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

☆ この項に関連する資料ページ

- ・ 資料第 012-20 【参考】阪神淡路大震災復興基金事業の概要（平成 28 年 3 月現在）
- ・ 資料第 012-21 【参考】宮城県東日本大震災復興基金
資 36～39 ページ

第2章 第6節

用地確保と利用調整

被災時には、物資の受入れ、避難地、がれきの仮置場やごみの一時的な集積場、仮設住宅用地、自衛隊等の支援拠点など、多くの用地が必要になることが予想される。

まずは、公共用地をこれらの用地として確保する。

また、時間を追って変化する用地需要の利用調整を図るため、用地利用調整会議を設ける。

2 章

1 用地の確保と利用調整

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
経理用地課、防災計画課	経理用地課、防災計画課

被災後の応急復旧事業や復興事業を円滑に進めるためには、限られたオープンスペースを計画的に利用する必要がある。

このため復旧、復興の各段階で生じる用地の状況把握と利用調整を行う場として、用地利用調整会議を設置する。災害対策の継続性から経理用地課、防災計画課が共同で主管し、用地利用に係る全体調整を行う。また、当該2課は利用調整に当たり、空地利用の方針を作成することとする。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 直後	用地の確保と現状の把握
2週間以降	用地需要の集約と利用調整
随時	土地利用状況の把握

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

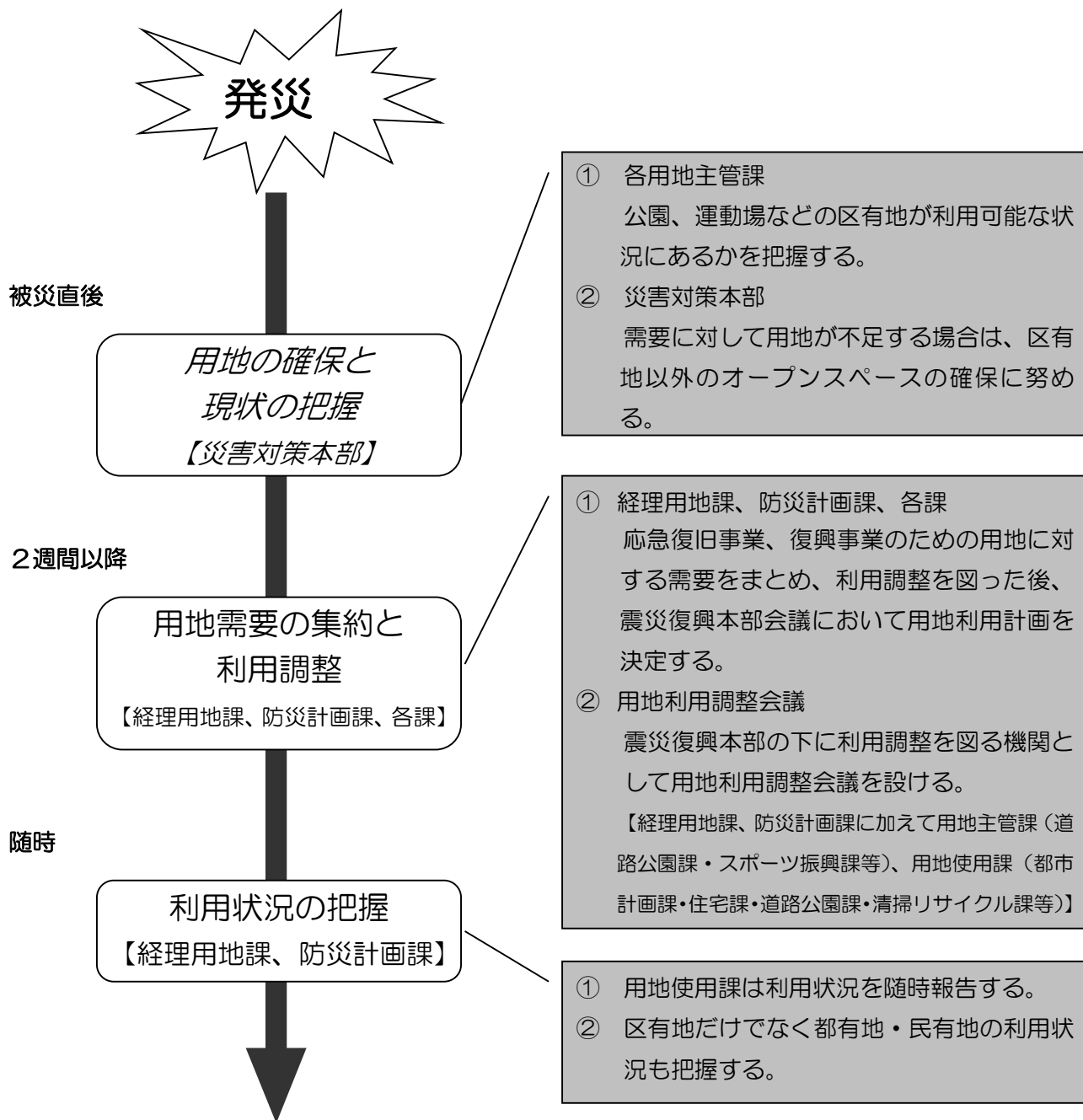
事前準備

- 区有地だけでは需要を賅えないことを想定し、国有地、都営地、民有地のオープンスペースの利活用についても検討すること。
- 被災前から利用可能な区有地のデータベース（空地公園利用データベース）を作って使えるようにしておくこと。

留意事項

- 土地利用計画には、優先順位、利用目的、利用面積、利用期間、必要な設備、その他について記載すること。
- 地域協働復興で利用が図られる用地については、地域の復興協議会の意向も斟酌すること。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- 公有地リスト
- 空地（公園）利用データベース
- 利用状況報告（書式）
- デジカメ

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第012-22 応急復旧事業、震災復興事業で利用を検討すべき公有地のリスト
- 資料第012-23 土地利用計画（案）
- 資料第012-24 事前用地調整方針

資 40~44 ページ

第2章 第7節

がれき処理

地震による家屋やブロック塀の倒壊など、復旧期から復興期にかけて、がれきが大量に発生することが予想される。

これらのがれきについてリサイクルできるものは、適正に処理することが求められるとともに、計画的な処理を行う必要がある。

2章

1 がれき処理

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
関係各課（区有施設所管課）	清掃リサイクル課

被災した公共施設や民間住宅等から発生するがれきの迅速な処理を進める。廃棄物処理や再資源化などに関する法令に基づく適正な処理が求められる。

区内を原則とした、がれきを一時的に保管する場所（仮置場）の確保が必要である。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 4日以降	がれき発生量の把握
1週間以降	災害廃棄物処理実行計画の策定・実施

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

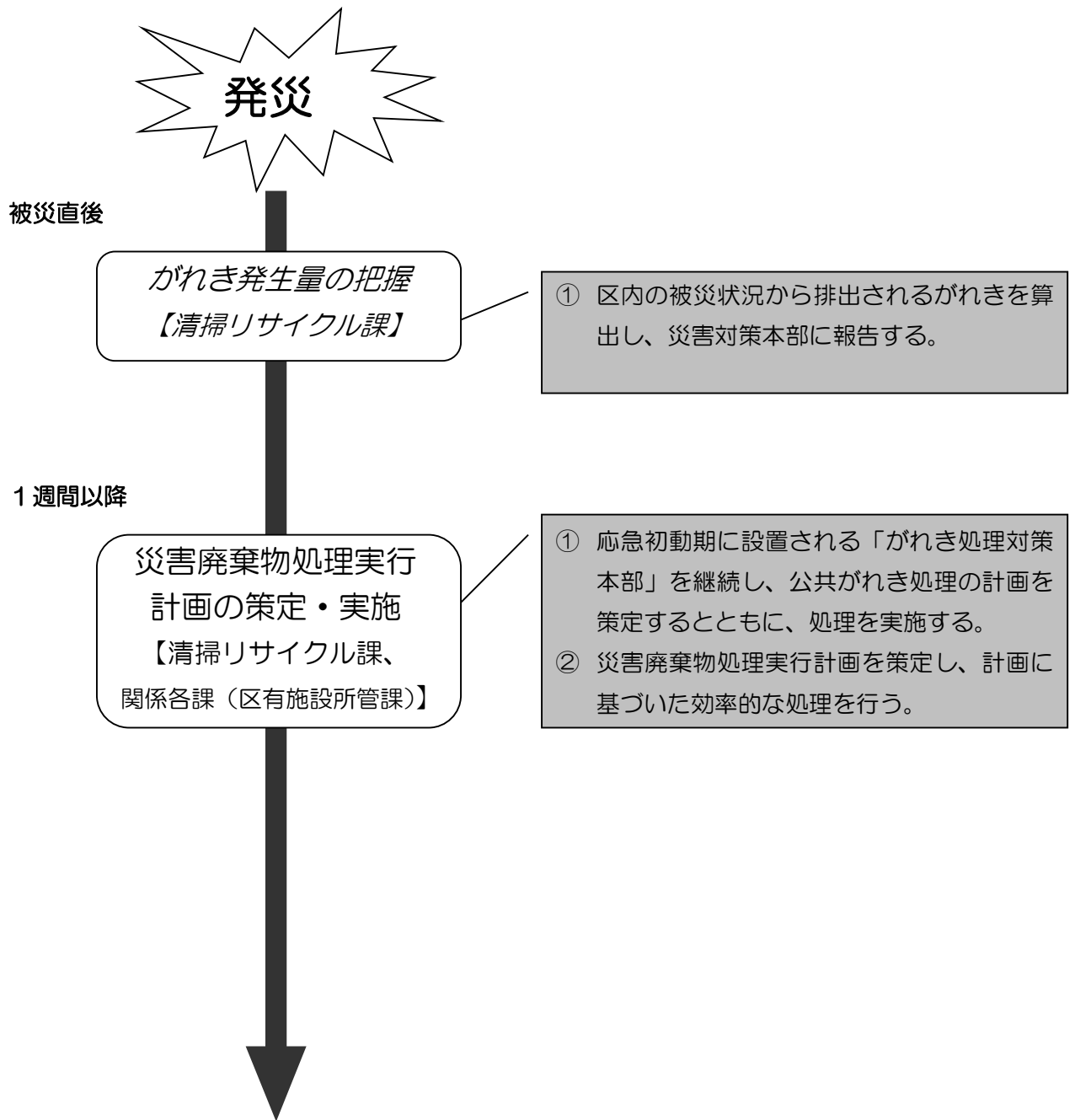
事前準備

- がれきを含んだ災害廃棄物についてのマニュアルを作成する。
- 仮置場（がれきを一時的に置く場所）の候補地について検討しておく。

留意事項

- リサイクルについて検討するとともに、中間処理については清掃一組、二十三区共同処理については特別区全体、最終処分については東京都と調整する。
- 仮置場を区内で確保できない場合は、東京都や隣接する自治体に応援を求める必要がある。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- (仮称) 災害廃棄物処理基本計画
- (仮称) 職員行動マニュアル
-
-
-
-

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第012-25 がれき処理フロー
資 45 ページ

第2章 第8節

ボランティア

復興期においては、平常時の職員体制では対応しきれないほどの多様な区民ニーズが発生する。このため、区はボランティアの受入れを行うことで、増大した区民ニーズに応えるものとする。

ボランティアは概ね2種類に分けられる。

有志の支援団体や個人などによる一般ボランティアと、専門知識や技能を持った専門ボランティアである。

それぞれのボランティアに対し、求められる業務に応じた支援要請を行うことで効果的な災害対応を図ることができる。このうち、本節では一般ボランティアについて記述する。

- ① 専門ボランティア…医療ボランティア、介護ボランティア、応急危険度判定員、他の自治体職員など。必要に応じ各部課が関係機関に支援要請を行い、ボランティアセンターは介さない。
- ② 一般ボランティア…地域住民、NPO団体、有志の支援者など。ボランティアセンターの受入れ対象となる。

1 章

1 一般ボランティアの受入れ

★地域防災計画
I 防災共通編
第2部 責務と体制
第3章 広域的な視点からの
応急対応力の強化
第2節 ボランティアの
受入体制

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
福祉部管理課	福祉部管理課

応急対応期だけでなく復興期においても、行政職員だけの対応に限界がある。このマンパワーの不足を補うためには、広く民間等のボランティアを受け入れる必要がある。

復興に要する期間は長く、復興の過程で必要となるボランティアの種類も異なることが考えられる。このため復興時期により必要となるボランティア業務について検討するとともに、受入れと派遣を行う。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 概ね3日後	災害ボランティアセンターの設置
設置以降	一般ボランティアの受入れ・派遣

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

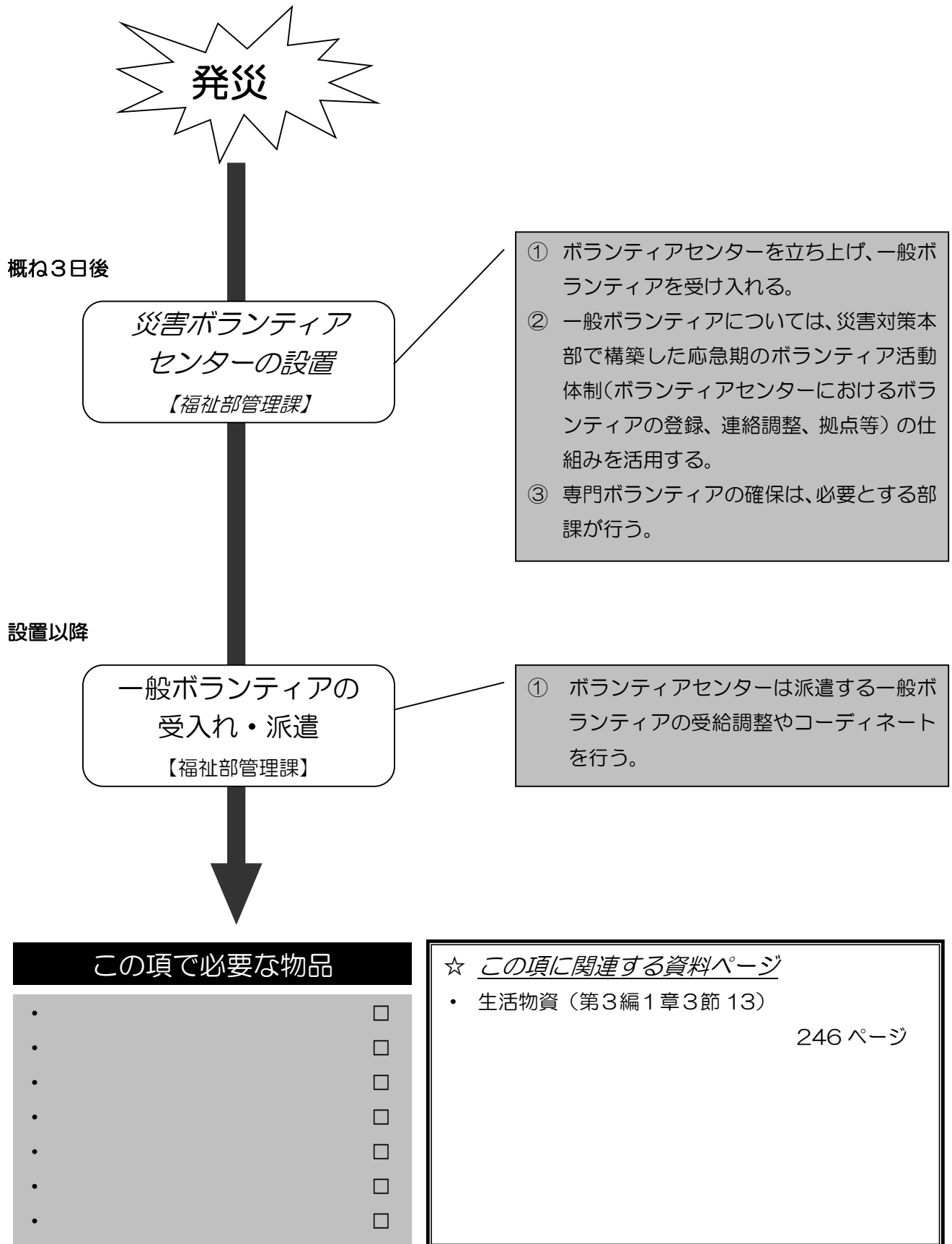
事前
準備

- 災害ボランティアセンターの立上げ・運営訓練を実施する。

留意
事項

- 専門ボランティアは、各部課でコーディネートを行う。
- 職種、派遣依頼先等を各部課で事前に検討しておく。
- ボランティア活動に伴う危険について周知するとともに、保険の加入の有無を確認する。
- ボランティアセンターは、練馬文化センターに開設する。
- 災害ボランティアセンターの設置・運営については、練馬区社会福祉協議会で行う。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



第2章 第9節

広報・相談

広報紙の発行やインターネットによる情報発信などにより、復興に関する情報や支援の情報を広く被災者に提供する。

区民向け番組を持っている放送局などと連携して情報提供を進める。

また、被災者相談窓口を開設することによって、被災者の生活再建等の支援を行う。

◆ 災対広報から復興広報への移行のイメージ

区民向け広報は、応急期～復興期について継続的なものとして発行する

- ・ 被災状況
- ・ 安否確認
- ・ 区民へのアピール
- ・ 避難拠点
- ・ 支援物資
- ・ 仮設住宅
- ・ 仮設住宅の証明
- ・ 避難拠点の閉鎖



- ・ 復興状況
- ・ 復興まちづくり計画の公表
- ・ 仮設住宅関連
- ・ 学校の再開
- ・ 復旧状況
- ・ 84条制限
- ・ 復興基本方針
- ・ 区民へのアピール

2章

1 広報活動

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
広聴広報課（全体広報） 関係各課（個別広報）	広聴広報課（全体広報） 関係各課（個別広報）

震災復興に関する情報やくらしの情報等を適確に区民に伝えるための広報活動を行う。

区外に避難した住民への広報活動を東京都や避難先の自治体の協力を得て行う。

要配慮者となる外国人や障害者への情報提供に配慮する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 直後	応急期の災害対策広報の展開
1週間以降	復興に関する広報の展開

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

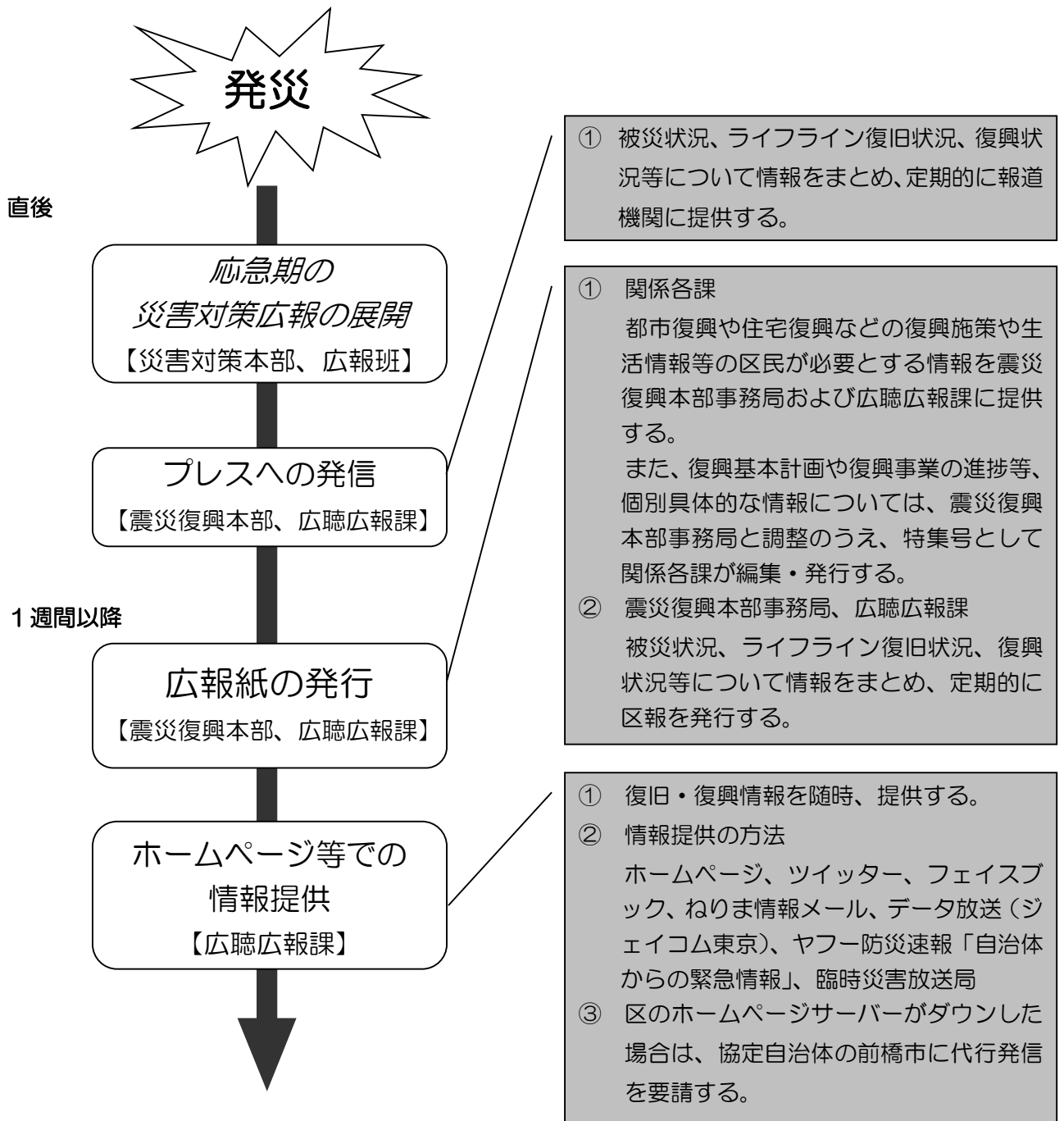
事前準備

- 印刷に必要な物品等を確保する。

留意事項

- 報道機関の取材が業務に支障とならないように、広聴広報課に窓口を一本化すること。
- 区外に避難した住民への情報提供のために避難先の自治体に協力を求める。

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



- この項に必要な物品**
- -
 -
 -
 -
 -
 -
 -

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第 012-26 前橋市ホームページにおける代行発信のイメージ
- 資料第 012-27 練馬区で発行する災害時広報の例
- 資料第 012-28 各被災地における広報活動の事例

資 46～48 ページ

2章

2 相談体制

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
広聴広報課、関係各課	広聴広報課

被災者の生活再建等のために各種相談窓口を開設し、必要な情報の提供やアドバイス等を実施する。

電気、ガス、水道等、区民生活に直結する公共的な機関を含めた窓口を開設する方向で調整する。

法律、不動産、医療、介護など専門分野の相談にあたっては、復興まちづくり支援機構等の専門家集団を活用する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 直後	避難拠点等での被災者相談の展開
1週間以降	分野別および総合相談窓口の開設

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

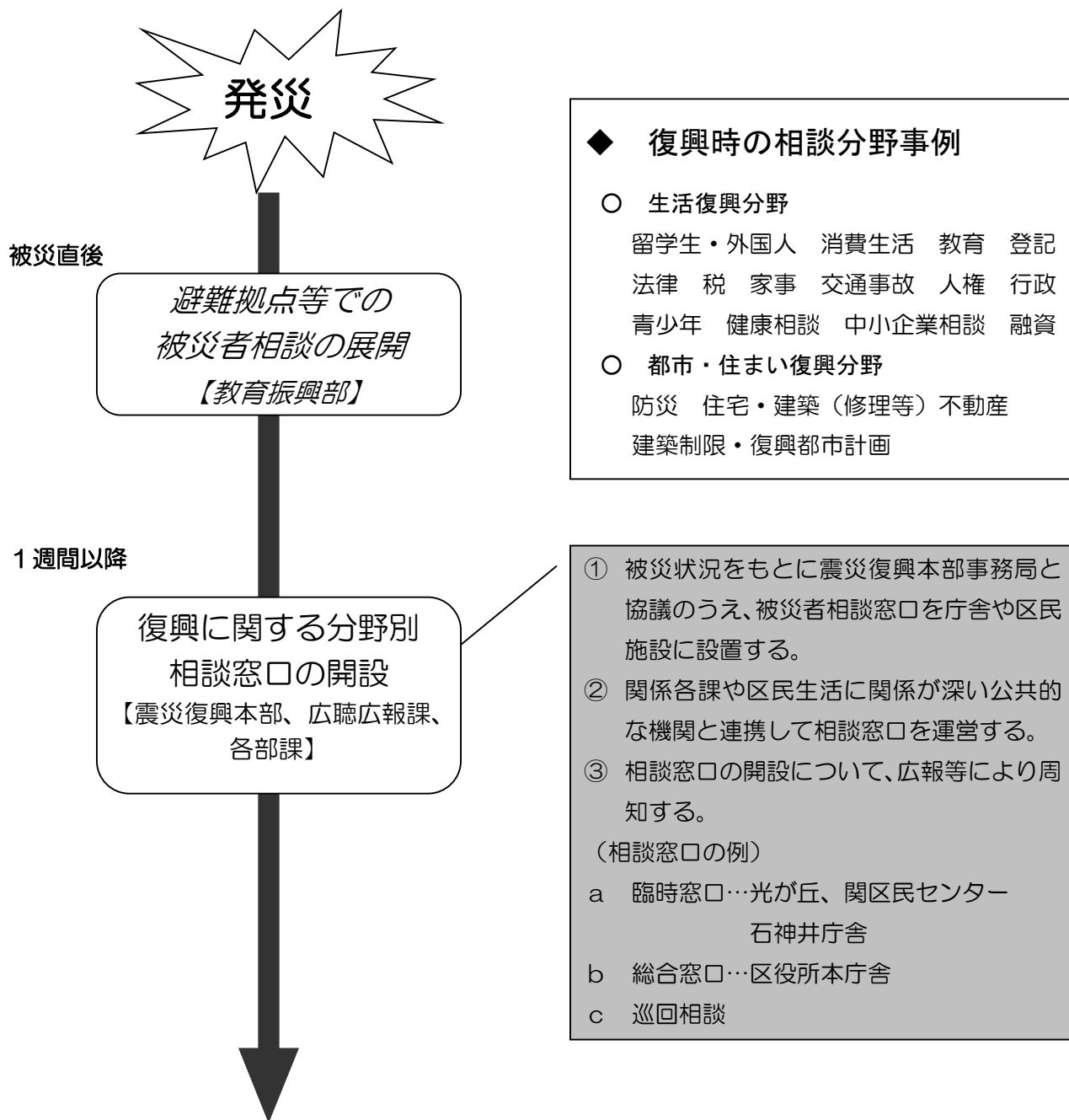
事前準備

- 復興まちづくり支援機構等の専門家集団に専門家派遣を依頼できるように環境を整えておく。
- 被災者がどのような相談を寄せるか、過去の事例を分析しておく。

留意事項

- 被災の程度によっては、現場事務所の設置を検討する。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品	
・被災者相談シート	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>

☆ この項に関連する資料ページ
・ 資料第 012-29 相談内容と総合相談・申請窓口のイメージ（平成 12 年鳥取県西部地震：米子市）
・ 資料第 012-30 震災時の相談体制と相談内容
・ 資料第 012-31 災害復興まちづくり支援機構
・ 資料第 012-32 被災者相談シート
資 49～52 ページ

